

令和元年

富岡町議会会議録

第7回定例会

12月11日開会～12月12日閉会

富岡町議会

令和元年第7回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 12月11日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会（午前10時00分）	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	16
安藤正純君	16
早川恒久君	30
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	41
○散会の宣告	51
散 会（午後2時33分）	51

第2日 12月12日（木曜日）

○議事日程	55
○本日の会議に付した事件	55
○出席議員	57
○欠席議員	57
○説明のため出席した者	57
○事務局職員出席者	58

開 議 (午前 9時58分)	5 9
○開議の宣告	5 9
○議事日程の報告	5 9
○会議録署名議員の指名	5 9
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 9
○追加議案の提案理由の説明	8 5
○日程の追加	8 5
○議案の一括上程	8 6
○提案理由の説明	8 6
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	8 7
○委員会報告	9 7
○動議の提出	1 0 0
○閉会の宣告	1 0 1
閉 会 (午後 2時09分)	1 0 1

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和元年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和元年12月11日（水）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第73号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第74号 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の締結について
- 議案第75号 会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 議案第76号 富岡町森林環境譲与税基金条例について
- 議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 工事請負契約の変更について
- 議案第80号 工事請負契約の変更について
- 議案第81号 工事請負契約の変更について
- 議案第82号 工事請負契約の変更について
- 議案第83号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 8 6 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 7 号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 8 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 9 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 0 号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 7 3 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 7 4 号 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の締結について
- 議案第 7 5 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 議案第 7 6 号 富岡町森林環境譲与税基金条例について
- 議案第 7 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 9 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 0 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 1 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 2 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 3 号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 4 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 5 号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 6 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 7 号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 8 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 9 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 0 号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 7 3 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 7 4 号 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の締結について
- 議案第 7 5 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 議案第 7 6 号 富岡町森林環境譲与税基金条例について
- 議案第 7 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 9 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 0 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 1 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 2 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 8 3 号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 4 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 5 号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 6 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 7 号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 8 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 9 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 0 号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第73号 専決処分の報告及びその承認について

議案第74号 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の締結について

議案第75号 会計年度任用職員の給与等に関する条例について

議案第76号 富岡町森林環境譲与税基金条例について

議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君

健康づくり課長	遠	藤	博	生	君
生活環境課長	黒	澤	真	也	君
産業振興課長	猪	狩		力	君
都市整備課長	竹	原	信	也	君
教育総務課長	飯	塚	裕	之	君
参事兼 生涯学習課長	三	瓶	清	一	君
郡山支所長	斉	藤	一	宏	君
参事兼 いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
総務課 主任兼課長補佐	猪	狩	直	恵	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事 会務局局長	志	賀	智	秀
議席 会務係局長	猪	狩	英	伸
議席 会務係主査	杉	本	亜	季

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長（塚野芳美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第7回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（塚野芳美君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月5日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和元年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査委員より報告があり、文書をもってお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただくようお願いいたします。

最後に、陳情書1件、意見書1件を受理し、この写しを委員会報告書の88ページから95ページに添付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 渡 辺 英 博 君

2番 渡 辺 正 道 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から明日12日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から明日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

元監第15号、令和元年12月11日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和元年8月・9月・10月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和元年9月20日・10月21日・11月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙は記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第34号、令和元年12月11日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情及び意見書等について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和元年12月5日午前9時15分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。諮問案件2件、承認案件1件、協定案件1件、条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件2件、工事請負等の変更案件4件、補正予算案件8件、合計20件。定例会最終日に、人事院勧告に基づく条例改正案件3件及び補正予算案件5件の追加議案を提出する予定であるとの説明を受けた。(2)12月定例会の会期及び日程について。12月定例会の会期日程については、会期を12月11日から12日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情及び意見書等について、提出のあった陳情及び意見書採択については、議会事務局長より説明を受けた。③その他。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） おはようございます。報告第35号、令和元年12月11日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第200号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第200号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては記載のとおりであります。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第200号の編集について。とみおか議会だより第200号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡幼稚園の遠足の写真を候補とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、相双漁業協同組合富熊支所の佐藤秋夫氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第200号の今後の作成スケジュールにつ

いて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第200号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第36号、令和元年12月11日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和元年8月・9月・10月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載したとおりでございますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和元年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。福島第一原子力発電所1号機燃料取り出しに向けて、既存の取り出し案に加え、大型カバーを先行設置し、瓦れき撤去を行う2つの案で検討を進める旨説明を受けた。1号機原子炉格納容器上ぶた近傍に作業監

視用ダストモニターを設置し、取得した映像により上ぶたやフランジ部に大きな損傷や変形は確認されなかった旨説明を受けた。議員からは、地域住民の安全、安心及び作業員の被曝防止に配慮した作業の実施要望と、1、2号機の排気筒解体作業における技術不足改善について意見が出された。3、その他。福島第二原子力発電所の廃止措置に関する使用済み燃料等の取り扱いについて説明を受けた。商工事業者の営業賠償実績を問い、合意困難となった具体的事例等について説明を受けた。議員からは、合意困難事例においても事業者に寄り添った対応を行うよう要望が出された。東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書(案)について説明を受けた。

以上、報告いたします。

○議長(塚野芳美君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査につきましては、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許可いたします。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。令和元年第7回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

まずは、このたびの災害の犠牲となられました方々に哀悼の意を表しますとともに、犠牲となられた方々のご家族並びに被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

台風19号並びに翌週の豪雨においては、県内において多くの町民が居住先で浸水被害に遭われるなどしており、ようやく生活の落ちつきが得られたところの重ねての被災に私は強く心を痛めているところであります。一刻も早く生活の再生がなされることをお祈り申し上げます。

町は、台風が過ぎ去った翌日より県内外の町民皆様の安否と状態の確認を初めとする情報の収集に努め、水と食料などの災害備蓄品をいわき支所、郡山支所へ集積するなどとともに、今も多くの町民をお支えいただいておりますいわき市、郡山市、三春町、大玉村に人的支援の申し出をいたしました。これまでにいわき市に延べ70人、郡山市に延べ2人の職員を派遣して臨時給水所運營業務や一時提供住宅関連業務、また避難者の健康管理業務を応援させるなどしており、本町職員が被災自治体の災害対応に携わることで、町外において被災された町民の支援につながるものと、今後も可能な限りの対応をしてまいる考えですので、議員の皆様のご理解を賜りますようお願いをいたします。

町内においては、町道滝川ダム線に道路崩落が確認されるなど法定外道路を含めた町道など7路線、林道11路線、農地及び農業施設にも被災が確認されており、また水道水源である木戸川の異常な濁度の上昇により、計13日間において水道水の飲用が制限されることになりましたが、浸水被害など住民の生命、財産が損なわれるおそれのある事態は発生することがありませんでした。町といたしましては、被災した町道などの早急なる復旧に取り組むことは当然のこと、町外で被災された町民の方々の状態把握に継続して努めるとともに、町内被災公営住宅などの提供や証明交付手数料の減免などをしており、加えて住民税や国民健康保険税及び介護保険料の減免もいたしたく、専決により関連条例を

制定したところです。

今回の災害では、町外に居住される町民の方々に対する直接的かつ即時的な支援対応が非常に難しいものであると認識させられ、町外において町として何ができるかを継続して検討してまいらなければならないと考えるところであります。また、町内に居住届を出された方が12月1日現在で昨年同月比351人増加の831世帯1,177人となり、町内のにぎわいや活力がしっかりと感じられるようになってまいりましたが、町内居住者がふえるにつれ、居住先が広範に分散する傾向も強まってまいりました。このことから、町内においても災害の発生が懸念される際の避難広報や誘導、また避難所の運営などに多くの課題を認識するところでありますので、これらの課題にしっかりと対応するために対応体制を含め対応マニュアルを早急に再点検するよう職員に指示したところでありますので、重ねて議員の皆様のご理解を賜りますようお願いをいたします。

それでは、9月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。11月10日の投開票で告示されました福島県議会議員一般選挙につきましては、双葉郡選挙区においては立候補者が定数と同数であったことから無投票となりました。当選されたお二人には、未来志向で双葉地域の復興、再生にご尽力くださるようお願いを申し上げますとともに、さらなるご活躍を期待申し上げます。また、先日の町選挙管理委員会では来年3月22日の投開票で富岡町議会議員一般選挙を執行することと決せられました。2月7日の立候補予定者説明会を初め、適正な選挙の実施に向け、遺漏がないようしっかりと準備を進めてまいりますので、ご承知おきくださるようお願いをいたします。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、特定復興再生拠点区域における先行的な避難指示の解除についてご報告いたします。今年度末のJR常磐線再開通に伴う特定復興再生拠点区域内の先行的な避難指示の解除につきましては、その区域を全ての鉄道施設区域及び夜ノ森駅までのアクセス道路として議会を初め行政区長会や町政懇談会において広くご意見を伺ったところであり、総じて町提案をご理解いただいたものと認識できるものでありましたので、JR常磐線全線再開通に合わせた先行的な避難指示の解除について、国、県、町の3者の合意形成を経て、入域管理や解除区域境界の物理的措置の対応、防犯防火対策の強化など準備を進めてまいりたいと考えております。また、円滑なるJR常磐線の全線再開通はもとより、夜ノ森駅の利用者の増加につながる地域振興事業などを国、事業者に引き続き求めてまいる考えでもあります。

次に、復興・創生期間後における復興の基本方針についてご報告いたします。国においては、これまで実施されてきた復興施策の総括を行い、施策の進捗や成果及び今後の課題などを明らかにした上で、復興庁や東日本大震災復興特別会計の存続、継続により、帰還促進や生活再建、風評払拭、産業集積などの復興、再生に向けた取り組みを継続して行うことと、復興・創生期間後の各分野における取り組みの基本方針を年内に取りまとめるものと検討が進められていると聞いております。これまでの本町要望がしっかりと基本方針に反映されることとなることを大変ありがたく、感謝を申し上げる

ところであります。町といたしましては、今後も直面するさまざまな課題にしっかりと取り組むとともに、本町を未来につなげ、将来を切り開く取り組みに力強く臨んでまいりますので、議員の皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

次に、福祉課所管の業務について申し上げます。まず、民生児童委員の改選についてご報告いたします。民生児童委員の一斉改選に伴い、新たな委員30名の方々に厚生労働大臣からの委嘱状を12月2日に伝達いたしました。委員の皆様には、町民の最も身近な援助者として見守り活動など町民のサポートをお願いしたところです。

次に、共生型サポート拠点整備事業についてご報告いたします。本事業につきましては、有識者や関係機関などで構成する整備検討委員会で整備内容の検討を進めることとしており、来年夏ごろまでの基本計画策定を目指し委員会を設置し、検討に着手したところです。議員の皆様には、検討の進捗状況を適宜ご報告してまいりますので、よろしくご意見くださいますようお願いをいたします。

次に、富岡町敬老会についてご報告いたします。令和初めてとなる富岡町敬老会につきましては、427名の参加のもと9月13日に総合体育館において開催し、式典後の絆コンサートで皆さんに楽しいひとときを過ごしていただくことができました。ご臨席賜りました議員の皆様は改めて御礼を申し上げます。また、10月30日にはフローラメモリアルホール富岡において戦没者追悼式を開催し、議員の皆様を初め57名にご出席いただき、富岡町内218柱の戦没者を追悼し、そのご冥福と恒久平和を祈念いたしました。

次に、健康づくり課所管の業務について申し上げます。まず、健康増進施設のあり方についてご報告いたします。特定復興再生拠点区域内の健康増進施設につきましては、職員で構成するプロジェクトチームにおいて、そのあり方を検討させておりましたが、このほど既存施設を解体し、規模を縮小して同地に再整備することなどの検討結果がまとまりましたので、ご報告いたします。今後は、特定復興再生拠点区域の本格的な避難指示解除に合わせ施設整備が完了するよう、基本計画の策定や実施計画などを進めてまいる考えでありますので、ご了解くださるようお願いをいたします。

次に、放射線リスクコミュニケーション活動についてご報告いたします。これまで町内の放射線量や除染の状況、自家消費野菜の測定結果などをとみおか放射線情報まとめサイトとして町ホームページに掲載しておりましたが、このたびインターネット環境になじみのない方にも情報をお届けするよう、放射線情報まとめニュース、ライフとみおかとして紙面化し、隔月において広報とみおかに同封提供することといたしました。この取り組みが町民皆様の放射線に対する正しい知識の取得や不安の解消につながることを期待するとともに、引き続き長崎大学との包括連携協定によりリスク活動の活発な展開を図ってまいります。

次に、生活環境課所管の業務についてご報告いたします。去る11月5日の津波防災の日に合わせて、町内の災害公営住宅入居者を対象に津波避難訓練を実施いたしました。こうした取り組みは、大規模な災害発生に対する共助体制の構築の第一歩であると考え、今後も防災体制の強化と防災意識の向上

を図るため、継続的に取り組んでまいらなければならないことと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、観光協会の再開についてご報告いたします。長期避難の影響により休会しておりました富岡町観光協会は、9月30日に新たな体制で再開することができました。各方面で積極的な活動を展開されておられる新たな理事の皆様には、観光の再生に向けた実効的な取り組みを主導いただくことと期待を申し上げます。また、民間の機動力を生かす観点から、事務局を商工会に担っていただくこととなり、事業を再開した商工会会員の皆様などに協力をいただきながら、各種イベントの開催や物産の開発、PRなどを行うこととなりました。町といたしましては、商工会と緊密に連携し、町内のにぎわいづくりにさらに努めてまいる考えであります。

次に、えびす講市についてご報告いたします。11月9日、10日の両日において、再開後3回目となるえびす講市が富岡第一小学校校庭で開催されました。2日間で約5,000人の方々にご来場いただき、よさこい踊りや小浜風童太鼓の演奏などの催しをお楽しみいただきながらふるさとを実感いただきました。また、町内の農産物などを生産者の協力を得て販売することができ、完売するなど、農業の再生の一端を発信できたものと感じたところです。なお、来春の桜まつり2020の開催に向け、各種調整を開始したところで、本年と同様に帰還困難区域の桜並木を楽しんでいただく機会を設けることと準備を進めたいと考えております。今後も各種イベントがふるさととのつながりを実感いただく場となり、にぎわいを創出するきっかけとなるよう積極的に開催してまいる考えでありますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、農業復興、営農再開支援事業についてご報告いたします。まずは、ハード面での取り組みについてご報告いたします。米の乾燥調製施設につきましては、150ヘクタール規模の施設を大原地区に整備することと定め、令和3年産米からの施設稼働を予定し、来年度の施設整備工事着工を目指し、測量や設計などを調達しようとするところです。また、用排水路の再生につきましては、除草を行いながら堆積物の有無や補修箇所を調査しているところで、確認ができた水路より堆積物の除去や補修工事を行ってまいります。

次に、ソフト面での取り組みについてご報告いたします。11月16日に農業再生・営農再開に関する説明会を開催し、約100名の方々に町の営農再開方針と施策を聞いていただくとともに、さまざまなご意見をお伺いすることができました。また、11月18日、19日の両日においては、農業担い手座談会を開催し、町内で営農を再開した方、検討されている方などに具体的な支援メニューなどの案内をしたところで、今後は担い手と貸し手のマッチングなど担い手への農地の集約、集積にJA福島さくらと連携して取り組んでまいります。

次に、都市整備課所管の業務についてご報告いたします。JR夜ノ森駅東西自由通路の整備につきましては、ベースとなる橋梁桁の架設が終了し、通路壁の設置やホームへの階段工事が着手されたと

ころです。今年度末の常磐線全線再開通時に東西自由通路が利用できるよう、安全第一に工事を進めてまいります。また、特定復興再生拠点区域内の町道などの復旧につきましても区域における先行的な避難指示解除の支障とならないよう、路面舗装や道路照明などの機能回復事業を進めているところです。

次に、教育総務課所管の業務についてご報告いたします。過日の学習発表会では、議員の皆様にお越しをいただき、富岡校、三春校の子供たちの生き生きとした姿をごらんいただきました。学習発表会には皆様や保護者の方々を初め、地域の方々にもお越しいただき、町ぐるみで子供を育てるとの考えを実感いただくことができたのではと考えており、今後も多世代教育、交流を積極的に実践してまいりますと考えているところです。なお、富岡第二小学校体育館の復旧工事につきましては、順調に工事が進捗するところではありますが、工事内容の一部を変更すべき事項が確認されたことから、工事請負変更契約について議決を賜りたく、本定例会に議案を上程いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

次に、生涯学習課所管の業務について申し上げます。まず、アーカイブ施設整備事業についてご報告いたします。敷地造成工事の完了に伴い、11月22日に建築工事起工式をとり行うことができました。建築工事が本格的に着手となりました。議員の皆様には起工式へご臨席賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。今後は令和3年5月の完成を目指し、安全第一に工事を進め、この施設が本町を未来につなげる拠点施設となるよう、施設運営に関してさらに検討を深めてまいる考えであります。

次に、第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会についてご報告いたします。11月17日に開催された駅伝競走大会では、合同練習が難しい中、選手や関係者が一丸となって精いっぱい力を発揮しましたが、町の部19位、総合41位の成績となりました。富岡町の代表として一丸となって疾走する選手の姿は、各地に避難を続ける町民を励まし、勇気づけるものであったと健闘をたたえたいと思います。

次に、倉本聡点描画展の開催についてご報告いたします。今月1日より20日まで倉本聡さんの点描画展を「森のささやきが聞こえますか一夜の森桜はそっと呟く」と題し、学びの森において開催しております。この点描画展は、町民皆様にご覧いただくものとなり、またふるさとの新たな一面を発見いただく場となればと開催いたしましたもので、倉本さんの桜の気持ちになり切ることを心したとの作品の数々を議員の皆様にもぜひごらんいただくようご案内を申し上げます。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。今定例会には諮問案件2件、承認案件1件、協定案件1件、条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件2件、工事請負契約の変更案件4件、令和元年度富岡町一般会計歳入歳出補正予算など補正予算案件8件の計20件の議案を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時まで休議いたします。

休 議 (午前10時44分)

再 開 (午前11時00分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○一般質問

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、8番、安藤正純君の登壇を許可いたします。

8番、安藤正純君。

[8番(安藤正純君)登壇]

○8番(安藤正純君) ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問ほど順次質問させていただきます。

大きい1番、福島第二原子力発電所の廃炉について。(1)、電源立地地域対策交付金にかわる財政措置として、40年以上かかる原子力発電所の廃炉期間にわたり継続する新たな交付金制度の整備を求めるべきと思うが、町の考えは。

(2)、使用済み核燃料のみならず、第二原子力発電所全4基の放射性物質を含んだ解体廃棄物についても全量県外搬出を求めるべきと考えるが、町の考えは。

大きい2番、本年10月に発生した台風19号のような想像を超える自然災害発生時の町の対応について。(1)、県内では台風19号とその後の記録的な大雨により32名の方が亡くなり、甚大な被害を受けました。富岡町では、被害が比較的小さく済みましたが、町外に避難中の町民に対し、町はどのように対応されたのか。また、今後の課題についてどのように考えているか。

以上、大きく2点よろしく申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 8番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 8番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、福島第二原子力発電所の廃炉について。(1)、電源立地地域対策交付金にかわる財政措置として、40年以上かかる原子力発電所の廃炉全期間にわたり継続する新たな交付金制度の整備を求めるべきと思うが、町の考えはについてお答えいたします。電源立地地域対策交付金は、発電用施設の設置や運転の円滑化を図り、電源地域の振興などを通じて地域住民の電源開発への理解、協力を促進することを目的に、立地の初期段階から運転終了までの間交付されるものであり、福島第二原子力発電所

のように廃炉となる原子炉は交付対象外となり、その翌年度から原則交付されないことになっております。ご質問の電源立地地域対策交付金にかわる財源措置については、ことし8月に経済産業大臣に対し、福島第二原子力発電所は福島第一原子力発電所事故の影響を直接こうむり、全町避難を余儀なくされるなど、通常廃炉とは全く異なることを訴えるとともに、さらなる復興の加速を図り、持続可能な行政サービスの提供に資するため、電源立地地域対策交付金にかわる財源措置を県及び楡葉町と合同で要望いたしました。電源立地地域対策交付金にかわる財源措置は、国策で推し進められてきた原子力エネルギー政策に貢献し続けてきた地域に対する国の責任であると考えておりますので、引き続き要望してまいります。

次に、(2)、使用済み核燃料のみならず、第二原子力発電所全4基の放射性物質を含んだ解体廃棄物についても全量県外搬出を求めるべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、本年7月31日、東京電力ホールディングス株式会社は、福島第二原子力発電所の全4基の廃炉を正式決定いたしました。その際に発電所内に保管中の約1万体の使用済み燃料は、廃炉を円滑に進めるために敷地内に乾式キャスクによる貯蔵施設を設置し、使用済み燃料プールからの燃料取り出しを計画的に進め、廃炉終了までに全量を県外に搬出するという基本方針を掲げております。私は、この決定を重く受けとめており、長きにわたり廃炉と向き合わなければならない我々の第一の願いは、安全かつ確実な廃炉の実現であると申し上げたところです。発電所の廃炉を進めていく上で、使用済み燃料などの円滑な搬出や再処理、処分場の確保が課題となっておりますが、これらは法規制に従い、適切に処理、処分されるものと考えております。町といたしましては、使用済み燃料の県外搬出はもとより、放射性物質を含んだ解体廃棄物の処分につきましても今後示される廃止措置計画の中でしっかりと明示されるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、2、本年10月に発生した台風19号のような想像を超える自然災害発生時の町の対応について。

(1)、県内では台風19号とその後の記録的大雨により32名の方が亡くなり、甚大な被害を受けました。富岡町では被害が比較的小さく済みましたが、町外に避難中の町民に対し、町はどのように対応されたのか。また、今後の課題についてどのように考えているかについてお答えをいたします。このたびの台風19号並びに翌週の豪雨においては、町内では大きな被害は発生いたしませんでしたが、町外にて生活されている町民におかれましては、床上浸水などの被害に遭われた方がおられました。町の対応といたしましては、県外につきましては避難勧告などが発令された自治体に避難先登録をしている町民に対し、電話による安否確認を行い、特段の被害がないことを把握いたしました。県内につきましては、台風19号につきましては被害の全貌が明らかになるまでに時間を要したため、10月15日以降に、翌週の豪雨災害につきましては10月26日に避難指示や避難勧告が発令された地域に避難している町民に対し、電話による安否確認を実施。また、両支所と社会福祉協議会、地域包括支援センターにて連携の上、支援を必要とする町民に対し、訪問を行ったところであります。あわせて、両支所に飲料水や食料、毛布などの支援物資を配置し、来庁者のみならず、必要に応じて要支援者への訪問時

にも配付できるような体制を整えるとともに、土曜日、日曜日及び祝日について、社協職員を加えた複数名体制で町民からの問い合わせなどに対応することといたしました。加えて、床上浸水などの被災から住宅が復旧するまでの避難所として提供するための建設型応急仮設住宅の状況確認と、必要に応じたハウスクリーニングなどを実施しております。また、町ホームページにおいて、随時生活支援などの情報を提供するほか、生活再建のための諸手続に必要な証明書の手数料免除や住民税などの減免措置を実施するとともに、多くの町民が避難している自治体への人的支援として職員を派遣しております。

このようにさまざまな対応を行ってまいりましたが、被災状況の把握や実際の支援までに時間を要してしまったことにつきましては、反省すべき点であると考えております。今回の災害では、町外に居住される町民に対する直接的かつ即時的な支援対応が非常に難しいものであると認識させられ、町外において町として何ができるかを継続して検討してまいらなければならないと考えるところであります。災害が起きないことが一番であることはもちろんですが、万が一災害が発生した場合、迅速な被害状況の把握と適切な支援や情報提供を行うとともに、平時からの要支援者の把握と対応のマニュアル化、訪問体制の構築などにより、町民の暮らしの安心確保と町とのつながりの保持に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） まず初めに、国からの交付金、あとは東京電力からの税金、こういったもので原子力発電所にまつわるものを、大きなもの、こういったものがこれだけ今町に入ってきていますよと、そういったものを簡単に説明してください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答えいたします。

福島第二原子力発電所が立地するということで電源立地地域対策交付金、平成30年度でありますと9億5,800万円ほど。それから、東京電力に係る固定資産税及び大規模償却資産税でございます。固定資産税につきましては、平成30年度10億1,500万円ほど、そのうち7億700万円が大規模償却資産税ということになります。合わせると約20億円程度ということになります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、この電源三法交付金の中にある電源立地地域対策交付金、これはあくまでも発電用の交付金であって、その運転中交付されると。今回東電の社長が廃炉を決定されたということで、廃炉交付金となれば年々1割ずつ削減で10年間でなくなってしまうということで、これ当町では税金がそんなにいっぱい入ってきていない中で、やはり国からの交付金と、あとは東京電力からの大規模償却資産税、これで約20億円入ってきています。

これがやはり廃炉ということでどんどん、どんどん減らされていったのでは、なかなか町の財政も成り立っていかないの、隣の大熊町なんかでは、この電源立地地域対策交付金は26年度まで入ってきて、27年度からは市町村特定原子力施設地域振興交付金という名前に変わっているのです。同額が補填されていますので、やはり当町においてもそういったものを言い続けていかないと、なかなかやっていけないのかなと。国に檜葉とか富岡が申し入れして、来年、2020年度は確保されたけれども、2021年度はどうなるかちょっとわからない状況だということで、やはり継続して申し入れするという答弁もありましたけれども、お隣の前例をとっていけば、名前は変わっても、交付金というものは継続して求めていくべきだと思うのですが、町長、その辺どのようにお考えになりますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員ご指摘、今ご質問の中でおっしゃったように、福島県特定原子力施設地域振興交付金というのがまずは福島県に入り、福島県から先ほどおっしゃったように交付金という形で大熊町、双葉町、それから周辺の地域に入っている、補助されているということは事実としてあります。おっしゃるよう従前の交付金と同程度の金額が交付されている、補助されているというところも事実でございます。我々としましては、町長、町政報告の中でも申し上げたように、このことについてはやはり継続して強く檜葉町、それから福島県とともに国に訴えていく、求めていくというところではございますが、まずは来年度については、今年度同様の水準でいわゆる廃炉交付金の中に国として予算を積み上げたということでございますので、このような状況を継続いただくようにまた強く申して求めていくといったところが町の基本的な行動になろうかと思っております。この後のことにつきましては、現在において経済産業省においてこの後の水準であったり、期間であったりということについて検討されていると聞いておりますので、繰り返しになりますが、その機会を捉えながらしっかりと強く国に求めていくといったところが町の基本的な態度と考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 継続して求めていくということを今力強く言ってもらいましたので、理解はできるのですが、交付金という形になるか、税金という形になるか。今は交付金と税金両方いただいているということで、やはり40年間、場合によっては40年を超えてもということになるのかなと思うのですが、ずっとそういったものがないと、やはり去年の、平成30年度の町民税なんか見ると、個人の町民税、法人の町民税合わせても5億9,000万円。国から、東京電力からで約20億円。こういったものを比べると、やはりまだまだそういった依存財源というか、自力ではなかなかやっていけないのが現状ですから、交付金に限らず、将来にわたっては税金という形で課税しても何とかやっていかなければならないと私は思います。その辺は共通な認識ということでよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 安藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げておりますが、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に関する要望をこれまで複数回にわたりまして経済産業大臣に申し上げてきたところでございます。要望の中でも具体的に福島第二原子力発電所が廃炉に至った経過には、当然ながら福島第一原子力発電所の事故があったということを強く申し上げ、地域の復興に支障が出ないように交付金を、しっかり財政措置を求めていくということをこれまで繰り返し要望してきたところでございます。総務課長答弁と繰り返しになりますが、令和2年の概算要求の中に経済産業省として前年度と同額の交付金水準での計上をいただいたところでございます。現在こちらにつきましても財務省との議論がなされているというふうな段階かと思えます。今後こちらにつきましては、令和2年度にとどまらず、我々としては、先ほど申し上げたように、今後の町の復興に資する財源でございますので、一定期間この水準が維持されるべきと考えておりますので、引き続き国に対しての要求を続けていくということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今先ほど申し上げた市町村特定原子力施設地域振興交付金というような名目が変わったような場合には、それは交付金ですから、使用目的とか、そういったものは縛りがあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 大変申しわけございません。このことについては、しっかり確認はしていないところでありますが、大きな縛りはないと大熊町より聞いているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） そこで、この廃炉に伴って、今定例議会においても議案として上がってくる予定の県と東京電力、町との3者協定、これの考え方をちょっとお尋ねしますけれども、考え方には第一原発の発電所の事故に起因するという考え方が前文に入っているのですけれども、実際の案ではなくて協定書の中には特殊性と、事故とか起因という言葉がなくなってしまうと特殊性という言葉に置きかえられているのですけれども、これは特殊性の中に第一原発の事故があったからという意味なのか、あとは第二原発も水素爆発に至らなかったけれども、第二も全町避難があったから、こども通常廃炉ではないよという意味なのか、その辺はどのようにこの特殊性というものを、前文の中に入ってくる特殊性をどのように捉えるべきか、その説明をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご質問の第二原子力発電所の廃炉の実施に係る協定書の前文でございますが、こちらにつきましては議員ご指摘のように第一原子力発電所の事故に起因する、事故を起こした福島第一原子力発電所の廃炉と総合的に進めていく必要があるというふうな表現になっております。この第二原子力発電所の廃炉に至る経緯が第一原子力発電所の事故に起因するという特殊性、

この特殊性につきましてはあくまでも第一発電所の事故に起因しているもの、通常廃炉とは異なるものですよというところの意味合いとして、その上文以降もその特殊性という意味はそういったところで捉えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） できれば協定書の中にも、ただ全基廃炉に至った特殊性だけで終わってしまっているのでは、やはりこのことを詳しく知っている人は、第一原発の事故に起因する特殊性だよと理解できるのだけれども、第二は第二の特殊性があったと読み取れるような感じも受けますので、ここはぜひ入れてほしかったなとは思いますが、今の課長の答弁で断言していますし、あと先日の福島県の課長、安全対策課だったかな、の菅野課長の発言の中にも1Fの事故が起因だよということを明確におっしゃっているんで、これについてはやはり通常廃炉ではないよと、特別な廃炉だよということが担保とれたのかなと思いますので、これはこれで理解させていただきます。

これで大きい1番の(1)を終わらせてもらって、今度(2)のほうに質問させてください。私は、使用済みの核燃料も解体に伴って発生する放射性廃棄物も同じようにやはり考えているのですけれども、どちらも迷惑なものだよと。ただ、法律に基づいてというような言葉がいっぱい出てきて、やはり使用済み核燃料の場合には乾式キャスクで保管して、廃炉が完了する40年の間には県外に持っていくというようなことをおっしゃっていますけれども、私も原子炉本体とか格納容器とか、そういう解体廃棄物の中にも相当線量の高いものがあると。これについては一言も言っていないので、ちょっとこのままあやふやではどうかなって思ったものですから、今回質問させていただきました。それで、高レベルと低レベル、あとこの前原特のときに東京電力からもらったこの資料の中にL1、L2、L3とあるのですけれども、このL1、L2、L3と高レベル、低レベルの考え方を簡単にちょっと説明してください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

まず、原子炉等規制法に定められる放射性廃棄物の区分ということでございますが、大きく分けまして高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物のL1からL3という、放射性廃棄物としては4段階に分かれております。まず、高レベル放射性廃棄物につきましては、その次のL1基準を超過しているものということで、対象物としましては使用済み核燃料がこれに当たります。それから、低レベル放射性廃棄物のL1からL3に関しましては、解体に伴って発生する廃棄物としてはこちらのL1からL3が該当してございまして、まずL1につきましては、次に申し上げますL2基準を超過してL1基準におさまるものとしてございまして、主な対象物としましては、原子炉の中心部がこれに当たります。数値的基準といたしましては基準は5核種で定められてございまして、一例を申し上げますと炭素の14というものがございまして、こちらで10兆ベクレルパーキログラム、こちらが上限値となつ

ております。それから、L 2、低レベル放射性廃棄物につきましては、定義はL 3基準を超過してL 2の基準におさまるものということで、主な対象物は原子炉圧力容器となっております。数値的基準としましては、上限値が7核種で定められておまして、そのうち代表的なものといましてセシウム137、こちらのほうが1,000億ベクレルパーキログラム、こちらが上限となっております。それから、L 3、低レベル放射性廃棄物の定義といましては、これから申し上げますL 3基準におさまるものというのが基準となっております、主な対象物は主蒸気配管等となっております。数値的基準は3核種において定められておまして、代表的なもので申し上げますとセシウム137で10万ベクレルパーキログラム、こちらが上限値となっておりますのでございます。それから、その他ということで、クリアランスとかその他廃棄物とかということで、こちらが全体の約98%がそちらのもの、約2%がただいま申し上げましたL 1からL 3の廃棄物ということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 数字をいっぱい10の何乗とかって言われてしまうと、なかなかぴんとこないところがあるのですけれども、高レベルというのは使用済み核燃料で、L 1、L 2、L 3が低レベルの廃棄物に該当するということは理解できます。ただ、この東京電力から原特のときにもらった資料でL 1も380トン、L 2が4,360トン、L 3が4万6,950トン、10トンダンプで換算すると大変な量になるのかなと思います。こういった解体廃棄物については、東京電力の社長は全く県知事に約束はしておりません。そういったことで、使用済み燃料だけが県外に持って行ってもらえれば、それはよかったねではなくて、この低レベルに関してもやはり何らかの確約が欲しかったなと思いますが、町の考え方は、低レベルは法的に従って処分すればいいという考えなのか、県外に持って行ってもらうほうがいいという考えなのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

こういった解体廃棄物等につきましては、町長答弁にもありましたとおり、法規制に従い適切に処理、処分がなされるものと考えておまして、今後示される廃止措置計画の中でもしっかりと確認させていただくべきものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 廃止措置計画の中で法に従って適切に処置、それは全くそのとおりなのです。ただ、旧エコテックのところにやはり除染廃棄物なんかをもらったときもいろいろ議論ありました。そんなレベルのものではないと思うのです。この図見てもらうとわかるのだけれども、L 1は地下70メートル、大体数百年単位です。それで、L 2は、これは300年から400年、地下十数メートル。こういった地下で管理しないと、それも何百年単位なものですから、それは旧エコテックのレベルではない

ということで、やはり法的に処理してもらおうのは、それは当たり前のことなのだけれども、町としてはそれは第二の敷地内でも構わないとか、これも本当は持って行ってもらいたいとか、それはどのように考えていますか。

○議長（塚野芳美君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 安藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど生活環境課長申し上げましたとおり、町の方針については今申し上げたところでございますが、平成28年の8月29日でございます。当時の世耕経済産業大臣に対しまして、福島県知事、それから富岡町長含む関係13市町村長の連名で放射性廃棄物の県外処分に係る申し入れを行っているところでございます。申し入れの中身を少し読ませていただきます。東京電力福島第一原子力発電所の事故により福島県民、特に発電所周辺の住民は深刻かつ甚大な被害を受け、今なお多くの県民が避難を余儀なくされ、見えない放射線や廃炉作業に不安を抱き、また風評に苦しんでいる。福島の復興再生、そして住民の帰還が着実に進む中、福島県の将来に向け、さらなる負担を強いることのないよう次のとおり申し入れる。申し入れが2点ございます。1つは、燃料デブリについては世界の英知を結集し、安全かつ確実に取り出すこと。2つ目、燃料デブリや使用済み燃料などの放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分することと記載されているものでございます。町としては、町長答弁で申し上げたとおりですが、解体廃棄物においては法規制に従い適切な処理、処分がなされるべきと考えておる中、さきに示されました東京電力の原子力発電所等特別委員会の中で示した廃炉措置計画の中での記載を今後していきますというふうな記載事項でございます。この中で放射性廃棄物につきましては、廃止措置終了までに炉規制法の許可を受けた廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する旨を記載していくというふうな記載もございましたので、我々としては今後出てまいります配置措置計画の中でしっかりとその内容を確認させていただくということが大事だろうと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 安藤議員がおっしゃりたいところ十分私も理解できます。ただ、つくってあるものを解体あるいは破壊する。その破壊されたものは、当然今度は廃棄物ということで、廃送法等の法律に定められているものです。これについては東京電力だから、あるいは一個人だからということではないと思うので、法整備というものはしっかりできているものでありますし、これは廃止措置計画の中でこれをどういうふうに処分しますというものが第二原子力発電所の敷地内になんていうことでは、廃止措置の中で例えばそういうことを提言されたとすれば、これ廃棄物処理法に当然抵触することになると思いますから、その辺については町としてもしっかりと監視をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 副町長と町長からの答弁で大体考えていることは理解できますが、世耕大臣に2点申し入れしたと。デブリ燃料と、あとはその他の解体廃棄物、放射性物質を含む解体廃棄物は国の責任においてということで、それは2点申し入れしたということで、町長もそれは法律に基づいて県外にということで、ただこの前の原特のときに何かそういったもの、L1とかL2のものをドラム缶に入れて、別な倉庫で保管するよというようなちょっと発言も聞こえてきたので、やはりキャスクに入れた使用済み核燃料とはまた別扱いで、ドラム缶に入れて倉庫に入れておくというのはちょっとどうなのかなと。70メートルも数百年保管しなければならないものをドラム缶に入れてというのがちょっと腑に落ちないというか、どうなのかなと思うのです。確かに町長言うように県外処分を強く廃止措置の中で求めていくと。廃炉期間も40年と言われてはいますが、それが50年になるか何年になるかもちょっとわからないので、1Fと連動しているので。当町の場合にはデブリ燃料はないのだけれども、いろんな関係でおくれた場合に、大熊の中間貯蔵なんかは30年ということで県外に、あれは除染廃棄物なのです。除染廃棄物を県外に30年で持っていくのに、何で当町の第二原発の解体廃棄物がドラム缶に入れて済むのかなと。百歩譲って解体期間が長引いて行き先が決まらなると、決まらなから持ち出しができないという状態になったとしても、やはりできればドラム缶に入れて倉庫の中ではなくて、やはり地中に保管して、最終的に受けてくれるところがあれば、そこから掘り出してまた持っていくというような安全策というか、保管の安全策、これはとれないかどうか、その辺お考えあるかどうか聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

そういった解体廃棄物等の保管方法につきましては、やはりこういった保管の仕方についてもしっかり廃止措置計画等の中で明記されるものであると認識しております。町といたしましては、そういったところも含めてしっかりと監視、確認をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 将来にわたってのことなので、廃止措置計画の中において強く求めていくところまでしかまだ答弁できないと解釈しましたので、ぜひ町としても簡単な置き方ではなくて、重い置き方をしてもらいたいということは今後継続して東京電力でやってほしいということをお願いしてこの（2）も終わります。

次に、大きい2番に移りたいと思います。台風19号の話をさせてください。町内とか町外に避難された方の被災状況と町の対応について、町長答弁にもありましたけれども、もう一度おさらいの意味で簡単に床上、床下、あとはどんな状況だったかについて説明してください。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） では、私から被災状況についての電話による安否確認のお話をさせてい

ただきたいと思います。

まず、台風19号におきましては、10月の12日の土曜日から翌朝まで町内の避難所の運営を実施しながら県外の避難状況を確認し、13日にまずは確認しております。また、県内については町が管理する建設型の仮設住宅に被害がなかったことについては早急に確認をしておりましたが、町長の答弁にもありましたが、被害の全貌が明らかになるまで少し時間を要したために15日の夜電話の安否確認を実施しております。まず、県内については19市町村が対象としておりまして、対象世帯といたしましては1,059件、うち床上浸水が78件、床下浸水が30件、断水が146件でございました。県外は対象世帯が150件で、特に大きな被害はございませんでした。

次に、25日の豪雨になりますが、こちらにつきましては翌26日に被災状況を確認しましたが、県内が3市町村で対象世帯が228世帯、うち床下浸水が2件でございました。県外においては、1都道府県の4市町村でございまして、対象世帯が21件で被害はなかったような状況でございます。

以上、件数について報告させていただきました。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ここで確認なのですが、台風19号は10月12日土曜日の夜だったと思うのですが、13は日曜日、14は祝日で、12、13、14、この3日間対応が難しく、それで15日からの作業であったということで間違いないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えいたします。

まず、台風19号におきましての県外の状況につきましては、ホームページ上である程度被害の状況が、全貌が明らかになっておりましたので、翌13日の日曜日に対象世帯を抽出し、安否を確認することができました。県内におきましては、まだこの段階では被害の全貌が明らかになっておらず、さらには特にいわき市につきましては全域避難となっておりましたので、そこから浸水したエリアを抽出するのにとても時間を要してしまったということから、最終的に15日の夜電話確認を実施ができたということでございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ホームページ上とか、あとは全貌がわからなかったとかということもありますけれども、いわき支所においてはかなり水が上がってしまったとか、そういったことは聞いておりますので、やはり現場でまさか新川が越水というか、水があふれて支所がやられるなんていうところまでは想定していなかったと思うのですが、今回の台風とその後の大雨、そういったことから何を学んだかということが物すごく大事なことで、そして今後どういうふうな対策をとるべきか。結局そこが私の今回の一般質問の一番力を入れたいところなものですから、私なりにちょっと今回の災害を総括してみたいと思うのですが、こういった大きな想定外の水害が来た場合に、まずアパートの1階、平家建て、そういったところに住んでいる方が、自力での避難が難しい災害弱者が避難できずに亡く

なっている方が出た。これがまず1番目。2番目は、大雨警戒警報レベル4、全員避難が出されてからではまず遅い。わずか30分から1時間の間で外に出れないような状況になっているので、早目の避難が必要であった。3番目には、自分が住んでいる地域の災害リスクを知らない人たちが多かった。まさかここは大丈夫でしょうという人が多いので、軽く見ていた方が多かったのではないかと思います。それと、4番目に避難自治体からの広報のあり方、物資の配布、住まいの確保、罹災証明の発行等、決して町民の満足する支援が得られなかった。この4つが私今回の災害から学んだというか、そうだよなと思ったことなのですが、町としてはどのような学び方というか、この災害からこうすべきだったなというものがあれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） まず、大きな面について私からちょっとお答えさせていただきますが、まず今回の台風、大雨について我々が反省すべきものにつきましては、以前から体制がしっかりできていなかったというのをとても反省しております。特に県内に大きな被害が起きたので、これにつきましてはその都度関係部署と協議をして、町としてさまざまな対応をとってきたといったところで、安否確認及び、個別確認にとっても時間を要してしまったということを反省しておるところでございます。これにつきましては、これから初動における体制が迅速に行えるよう、今の県外向けの安否確認のマニュアルはあるのですけれども、それ以外に全体的な支援体制も含めた、町外に対する支援がどのような支援ができるかというのもしっかり検討しながら、まずはマニュアルの整備をしていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 今回の大雨対応等の反省点ということで、まず町内におきましては、避難所の開設というのがやはりちょっとおくれたかなという反省はございます。今後につきましては、そのレベル4になるだろうというような予測が立った段階でもう避難所を開放するというような形には町内として持っていきたいなどは考えているところでございます。町外の方につきましては、以前に津波ハザードマップ等をいわき市と郡山市におきましては、自治会に加入している方に関しては、その自治会を通じてそういったものが手に入っていると。自治会に入っていないような町民の方に関しましては、そこの自治体であるとかホームページ等々で確認をしていただかねばならないような状況になっておりますので、そういったハザードマップ等の再度の周知、配布等も考えていきたいと反省をしているところでございます。今後はそういった形で対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件ですが、福島県内の59市町村の首長については、これらの災害についてマニュアルというものが一応できております。それらについての主なものは、富岡町であ

れば富岡町内のものでありまして、なかなか今こういうふうな状況で町外に避難を継続されている方、これらについて例えばの話ですが、いわきに警報レベルの4つの段階で、県がこれ以上ひどくなるといような状況の中でもその自治体を超えて富岡町が広報したり、さまざまなことというものは、これ情報の錯綜につながるということでなかなかできないところがございます。そういう意味では、町内では当然暗くなる前に避難指示を出せということで私から指示をしまして、台風19号の場合には昼間から避難をしていただきました。その後の大雨の場合には、それがどうしても昼間の状態ではそのような避難の域に達していないということで午後5時近くになったわけですが、これらを今課長は反省しているということだと思います。そういうことでありまして、なかなか私最初の答弁にありましたが、今回のような災害につきましては町がどこまでできるかということで大変苦慮する場面がございます。そういう意味では皆さんとともに、これ富岡町のことばかりではなくて、避難しているおのおの自治体に対して富岡町がどこまでできるか。これらについてはしっかりと検証しながら、今後このような発生があったときには対応できるような体制を整えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 私もこの激甚災害ということで災害救助法というのを読ませてもらって、町がやれること、これは限界があると。やはり県とか政令指定都市であれば、こういうことをやらなければならないということが明記されているのだけれども、富岡町がやはりいわきとか郡山、本宮、そういったところに、郡山支所からいわき支所からいろんなもの、物資を運んで、お隣が同じ被災しているのに、富岡町はいっぱい裕福だから、こんなものもどンドン、どンドン支援できますよということはやれないと。これは人道上というか、いわき市の被災に遭った人の手前もできないと私も思いますので、今町長が言っていることはある程度理解はできますけれども、ただ今回のやはり災害から、災害が起きる前にこういったことをあらかじめやっておくべきではなかったかということをご提案させていただきますので一般質問させていただきます。

そういった中で、今回の対応でやはり問題点というのは何点かあると思っております。そういった中で、やはり富岡町においては町民が広範囲に避難されておりますので、職員数が足りなくて、行政が一人一人を助けに行くということは、これはできません。もう一つは、激甚災害発生時の災害救助法適用において県がやるべきことが明記されており、町がやれることには限界がある。あとは、これ南相馬の例なのですけれども、やはり職員も勤務24時間体制だったり、フル稼働でやりますので、勤務が明けたから帰っていいよと。それは、被害状況がわかった中で帰宅してもらおうというのが、そういうふうにしなないと、暗いうちに勤務が明けて、帰って、大雨にのまれて亡くなってしまったという前例がありますので、そういったことはやはり教訓とすべきかなと。勤務体制なんかにも、やはり郡山から通われている方とかいろいろいますので、途中の経路はどうなのだと、それが把握するまでは帰宅はちょっと控えるべきだと、そういったことも必要なと私は思いました。

あと、時間もちょっと少なくなってきましたので、今回の台風19号とその後の大雨で、この対策として、やはりその体制に問題があったということは先ほど住民課長からも話ありましたけれども、私もそのように感じております。以前に全員協議会で台風19号の対応についてということで資料をいただきましたので、これを見させてもらって、本庁舎内に対策本部を設け、町長を本部長として一元管理する。というのは、これ見させてもらおうと生活環境課、総務課、企画課ということで総括本部になっていますけれども、この中にやはり福祉課、こういった、やはり社協だったり、地域包括支援センターだったり、かなりこういうふうな災害があったときに災害弱者なんかには、どこどこにはこういった老人さんがいるよとわかっているのは地域包括かなと思うのです。そういった中で、やはり対策本部の本部長がいるところに、そこから指揮命令を出すべきではなかったかと。3日間対応できなかったとか、水浸しになって対応できなかったとか、支所には支所の事情があって、でも本庁であれば、このがっちりした本庁内であればそういったことは心配されにくいので、やはりここに対策本部を置いて一元管理すると、それが1点です。あとは、罹災証明書の後づけによる住宅の無償提供、町内3カ所に整備される備蓄倉庫を有効活用し、支援物資の速やかな配布。富岡町に3カ所備蓄倉庫が今整備されますけれども、当然こういった災害がなければ想定していなかったものでも、こういった災害を教訓としてやはりこういったものも必要だな、これも必要だなというものが新たにまた出てきたのではないかなと思います。そういった中でこの備蓄倉庫の有効な活用をすべきであるということ。あともう一点は、町内外の浸水エリアに居住する町民の方へ自治体が発行するハザードマップを参考にして災害対応ハンドブックの作成。これは、あくまでも自分の命は自分が守る。やはり行政に頼る前にまず自分が1階だったら2階に逃げる。時間的に猶予があればまず富岡に行って、富岡に行けば十分な対応が受けられる、可能であれば富岡に避難してくださいと。時間的なもの、あとは足がない、いろんな事情があれば、まず平家はだめ、1階はだめ、そういったことを周知徹底するような災害対応のハンドブック、こういったものを作成すべきだと思うのですが、その辺の考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 災害対応の体制ということでご質問もあったと思います。おっしゃるように総括本部ということで本部長、町長を先頭に生活環境課、総務課、企画課というくくりにはしておりますが、総括本部を動かすためのメンバーとしては生活環境課、総務課、企画課ではございますが、本部の中に住民班、住民福祉班、それから町内施設班、教育班ということで本部の中にそれぞれ皆さん入っていただいて、例えば台風19号の際には3時間置きに定期連絡会議を開いて、それぞれ各所に指示を出しているといったようなことをしておりますので、今後ともそのような対応をしてまいりたいと思いますし、ニーズ的に足りなければ、事前に実は災害対応の指名をして、台風19号の際には前日に召集職員を指名して、台風が来る3時間前の朝に集合させ、帰すのも状態を見きわめてから帰しているといったことをしておりますので、少し対応については19号よりも今回の反省を踏まえて

各所厚くしていかなければならないとは思いますが、ご質問のところについて、本部についてはそのような体制をとっているというふうなことでご理解をいただければと思います。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。課長あと、これは総務課長の部分だと思うのですが、ですからその対策本部のメンバーを深夜とか未明に帰すべきではないという点についてもお答えください。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員ご指摘のように南相馬市において災害対応した職員が帰宅時に被災してお亡くなりになった。大変痛ましく、お悔やみ申し上げますところですが、町においては、先ほどもちらっと触れましたが、災害のおそれがある事象が発生、ひどくなる前に職員を指名した者を集め、対応させて、状態が改善されないうちには職員を帰さないという対応を19号の際にはしました。それから、帰る際にもご帰宅する経路の状況を確認して、そのことで大丈夫であれば帰っていただいたということが実際のところでございます。加えて、台風19号の際には全職員を自宅待機としましたので、自宅待機の職員の中から状況がひどくなったので、出勤するという申し出についても、おさまらないうちは来ないでくれというような話をして、指示をして対応したところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 今回の台風19号に伴います初動のおくれは、私ども福祉課の責任もあると自覚してございます。本来動くべき包括支援センターの職員について、郡山地区におきましてはセンター長の指示を受け、包括支援センター独自で動くという体制がとられておりましたが、いわき支所につきましては指示系統がうまく作動しておらず、初動のおくれが生じたのは事実でございます。今後各支所長と私、福祉課で協議をいたしまして、包括支援センターの職員につきまして、災害時におきましては各支所長が各支所管轄の状況を見て、各支所長の指示で安否確認などの現地対応に速やかに当たれるような体制づくりを進めてまいりたいと思っております。なお、平常時におきましても職員の数、福祉課にも限りございます。業務内容によっては縦割りの組織の枠にとらわれず、横断的に包括支援センターの職員と協力し合いながら、各事業に遅滞なく対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 支援物資の速やかな配布ということで、現在備蓄倉庫のほう3カ所整備しております。今回いわき、郡山両支所に持っていった備蓄品につきましては、学びの森の各部屋といますか、あいている部屋に保管して置いてある状態でしたが、今後につきましてはそれらを備蓄倉庫完成後、備蓄倉庫に移動するというところで、そこから適切に運べるような体制というものをとってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いします。

それから、災害に関するハンドブックの作成ということでございますが、今年度は津波ハザードマ

ップ等の改訂ということで、今年度末には完成する予定となっております。それらを含め、町民の方にきちんと理解をしてもらえるようなそういったマニュアルと申しますか、そういったものをしっかり作成して、今後周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 時間オーバーして大変申しわけありません。想定外のことを事前に想定した対策が必要であるということをお願い申し上げます。私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時04分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、6番、早川恒久君の登壇を許可いたします。

6番、早川恒久君。

〔6番（早川恒久君）登壇〕

○6番（早川恒久君） それでは、ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告のとおり2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目として、大学、大学院の誘致について質問させていただきます。（1）、国は県内の沿岸部に大学や大学院などの誘致を検討していた。しかし、少子化により教育機関の維持は困難と判断し、当面は見送ると発表されたが、このことについて町の考えをお伺いいたします。

（2）、廃炉国際共同研究センターを有効活用させるためにも大学院大学の設立を積極的に国に求めるべきではないかと私は考えますが、町の考えをお伺いいたします。

続いて、2点目の富岡駅前にぎわいづくりについてですが、まず（1）、富岡駅前の事業進出意向調査がようやく始まったが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

（2）、やる気のある事業者に対して、町内に限らず町外の事業者も積極的に受け入れて支援すべきではないかと考えますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上2点について、できるだけ明確な答弁をいただきますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、早川恒久議員の一般質問にお答えいたします。

1、大学、大学院の誘致について。（1）、国は県内の沿岸部に大学や大学院などの誘致を検討していた。しかし、少子化により教育機関の維持は困難と判断し、当面は見送ると発表されたが、町の考

えはと、(2)、廃炉国際共同研究センターを有効活用させるためにも大学院大学の設立を積極的に国に求めていくべきではないかについては関連がありますので、一括してお答えいたします。国は、浜通り地域などに新たな産業の創出を目指す福島イノベーション・コースト構想のもと、当町に立地している廃炉国際共同研究センターや福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールドなどの拠点整備などを進めてきましたが、これらの取り組みは結局局所的、個別的にとどまっており、このことは福島イノベーション・コースト構想に関する認知度の低さからもうかがわれます。このため、国においては、当該構想を軸にさらなる産業発展の取り組む方向性を示す産業発展の青写真を検討する中で、国際教育研究拠点についても有識者会議における議論を踏まえ、具体化に向けた検討を進めるとしております。私は、これまでも人材育成の重要性や必要性を国初め関係機関に申し入れており、直近では11月25日に開催されました福島イノベーション・コースト構想推進分科会において、構想を深掘りするためにも構想の見える化が重要であるとし、取り組みのさらなる広がりが必要となる国際教育研究拠点を受け入れる考えがあることを伝えたところでございます。

11月28日に取りまとめられました有識者会議による中間報告では、少子化に伴う各地方大学の現状や新しい大学を設置する際の要件などの困難性などを踏まえ、まずは研究する場所を置き、大学らしい教育機能を付加する形で開始することとし、大学設置については定住人口などの拡大や生活環境を整えながら、今後の検討課題とすると示され、これらを年末に策定する復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針に反映させ、復興庁を中心に関係省庁が連携して具体化に向けた検討を開始することを国に求めております。私としては、当町における学生や研究機関等による視察研修を官民の垣根を越えて丁寧に受け入れ対応し、一定の評価を得ている実績があり、今後廃炉国際共同研究センターが国際的な研究拠点になる期待も込め、大学等の開設等に限らず、当町が国際教育研究拠点の候補に挙げられるよう今後も積極的に取り組むとともに、研究者やその家族などの受け入れを視野に生活環境やレクリエーション環境も整えてまいります。

次に、2、富岡駅前にぎわいづくりについて。(1)、富岡駅前の事業進出意向調査がようやく始まったが、現在の進展状況と今後のスケジュールについて伺いたいについてお答えいたします。町は、富岡駅周辺地域を市街地復興先行ゾーンと位置づけし、その具現化に向け、平成31年3月に富岡駅前にぎわいづくりアクションプランを策定し、交通結節点の駅前を生かした商業サービスや情報発信、交流など多様に対応できる複合機能や広場機能の確保など駅前の空間づくりと、駅から周辺地域に、そして人から人へとつながる交流を創出する仕組みづくりの方向性を示し、取り組みを進めております。現在は、町、商工会、福島相双復興官民合同チームなどとワーキンググループを立ち上げ、町が整備を進めている施設の内容や分譲する保留地の諸条件などについて協議を進めております。具体的には情報発信や交流拠点の機能を複合施設内に整備すること、既存商業施設とのすみ分けを図り、町内に不足する業種条件を設定すること、施設整備に当たっての財源の検討を進めております。また、11月にはワーキンググループでの検討結果をもとに、町商工会会員を対象とする駅前への事業進出に

係るアンケート調査を実施し、実施希望業種や保留地の購入希望などの意向について確認を進めているところです。町といたしましては、土地区画整理事業やアクセス道路整備など、駅前整備の進捗状況を確認しつつ、実施する事業や事業開始などの条件を付すため、駅隣接の保留地全てを購入し、小区画については飲食業や生活サービス業などの生活関連サービス業進出の受け皿としての土地活用を、大区画については情報発信や交流拠点などの機能を備えた複合施設やイベントスペースを兼ねた駐車場を整備し、利用者、事業者双方に魅力ある駅前の実現を図ってまいりたいと考えております。今後も施設整備を進めるに当たっては、国や県の復興予算など広く財源確保に努めるとともに、省エネルギー化によるライフサイクルコストの縮減や指定管理者制度の活用などにより、持続可能な施設運営の方法を検討してまいります。

次に、(2)、やる気のある事業者に対して、町内に限らず町外の事業者も積極的に受け入れて支援すべきではないかについてお答えいたします。町では、町民の帰還促進を図るため、町内事業者の再開に重点を置き、独自の施策として富岡町事業再開支援事業補助金を創設し、これまでに40件の支援を行ってまいりましたが、当該補助金の利用件数は年々減少傾向にあるのが実情です。町といたしましては、こうした実情も踏まえて、町内事業者の事業再開に加え、やる気のある町外事業者の受け入れも必要であると考えております。町ではこれまで町外からの事業進出に対して、国や県の補助金制度を紹介する窓口機能を担ってまいりましたが、今後は町外事業者も参入しやすい支援について検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ただいまの町長の答弁で大分前向きなご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。その中で再質問させていただきませんが、まず1点目の大学、大学院の誘致についてですが、この件に関しては以前にも一般質問させていただきましたが、その後国からもこの地域に大学等を誘致することを積極的に進めるようなお話を聞いて安堵していたところではあるのですが、その後先月になって突然大学の誘致は当面見送るという報道がありまして、非常に残念には思っているのですが、その理由というのも少子化によって困難だという理由がどうしてもちょっと私は納得できないところがありまして、この地域は特に富岡含めて高齢者は帰ってきているけれども、なかなか若者が帰ってきていないという現状の中で、少子化といっても全国的にはそうなのでしょうけれども、今始まった問題でもないわけですし、そういったことからこの地域に若者をふやして復興を加速化させるための大学の誘致であると私は考えていたのですけれども、そういう理由で先延ばしというところがどうも納得いかないのですけれども、その件に関しては町としてはどのように考えているかお答えいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員ご質問のとおり、ここの復興をさらに加速化するためにはその研究

拠点というのは必要だということは十分に認識しており、また町長ご発言あったとおり、数年前からもその技術習得という部分では大変重要なものでございます。また、当町に立地している廃炉国際共同研究センターでございますが、それを生かすためにも、広めるためにも十分必要だと思っております。一方で、全国的な流れもやはり少子化ということもありますが、さらにどういう問題があるのだろうかということで私なりに勉強させていただきましたが、まず全国的な動きを見ますと大学と統合したり、廃校したり、また誘致に当たっても構想で終わってしまっているという実態もございます。その背景には少子化ということもありますが、博士学位を有する被就業者、研究に努めている方々がオーバーしているという形もありまして、これからの経済を回すという形であればということも一つあるというふうの原因を伺ってございます。しかしながら、当町においては必ず必要な研究拠点だと思っておりますし、この話が出た際に、当町のみならず近隣市町村も少なからず手を挙げている部分でございますので、こちらにつきましてはまず当町が候補地と挙げられるようにしっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 今企画課長の答弁は、ごもっともなことだとは理解しております。ただ、やはりこの地域は原発事故によって避難して戻らなくなったという現状がありますので、これはやはり国の責任というのが本当にあるのは町ももちろんご承知のことだと思いますし、国もそのように多分考えていると思います。そういった上で、やはりとりあえず当面先送りということではありますが、今度福島イノベーション・コースト構想のもとにこの廃炉国際共同研究センターが29年4月に開所したということですので、これは解除前からここに研究施設をつくるということで、解除前ということで、それで解除というわけではないのかもしれませんが、これを非常に我々町民としても期待していたところではあると思うのです。これは、町の職員の方々もそうだったと思うのですが、ただ現状を見てみると、どうも駐車場を見ても数台しかとまっていなかったりとか、何をやっているのかなと町民も不思議がっているところはあると思うのです。なので、町としてこの施設で具体的にどういうことが行われているのか、どこからどのような方が、どのぐらいの人数の方が研究に来ているのか、そういったところを町として把握しているのかお聞かせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 廃炉国際共同研究センターにつきましては、たびたび議会でもご質問されているところでもございます。この件につきましては、町民の方々に十分に理解していただくことが重要だということもありまして、企画課といたしましてはことし5月から広報に研究センターのご紹介ということで年3回ほど周知させていただき、取り組み方を案内しているところでございます。この研究センターで何をやっているかということになりますと、当然のことながら廃炉措置に向けて何が課題となっているのか。そして、その研究成果が効果的に迅速に活用されるということを願って研究しているところであり、なかなか研究ですと表に出るということが理解しづらい部分があるか

と思っています。その点を踏まえまして、研究センターの中では各大学で積極的に参加したい方々がおの参加し、年間100団体ぐらいですか、近くでいえばいわきにある福島工業高専が来たり、企業が来たりとかして、日々研究のほう進めていると伺っております。現時点でホームページで紹介されているとおり、廃炉デブリの処理関係については正直試験管レベル、ミニマムな部分については十分に処理できるという形で考えています。一方で、今やっているのは試験管レベルでは到底追いつかない部分であり、それをいかに実用化していくということが廃炉研究センターの生かすところだと思っておりますので、そちらについてはしっかりと努めてまいり、また町としてもそこを広げるために、先ほどありました大学も積極的に誘致したいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。研究ということでなかなか目につくところがないのは十分承知しているのですが、あの研究センターはJAEAでやられているということですが、JAEAの福島の拠点というのがいわき市にありまして、どうしても例えばシンポジウムとかフォーラムとかやられる際に、たまに町でもやっているのかもしれませんが、ほとんどがいわきで行われているという現状がありますので、そういったところもどうしても目につかないところの一つの原因ではあるのかとは思いますが、ぜひ町からJAEAに働きかけいただいて、こういった町にも学びの森という立派な施設がありますので、どんどん使っていただけるようなことをやはり言うていただかないと、今後やはりこの施設を盛り上げていく上では、大学誘致も含めて厳しいかなと私は感じておりますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 確かに町内でどういう動きが見られるかということになりますと、国際シンポジウムのものをやはりこの富岡町、学びの森で十分に活用していただくということが重要かと思っています。国際共同研究センターにおいては、常々学びの森をご利用していただいて、講演会等々実施している部分でございますが、やはり国際レベルという形であると世界にもアピールできる部分がありますので、そちらについては次年度に開催するような話も伺っております。そちらを積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますし、町としてもしっかりとバックアップをしていきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 廃炉研究センターにつきまして、昨日も東北大学が中心になって廃炉研究センターを利用して、なおかつここでシンポジウムが行われているというところがありましたので、なかなか中に入ってしまう状況ですので、町民の方々には見えにくい部分もありますが、学びの森と廃炉研究センターの中では相当に研究者が動いているという状況があります。今後大学院誘致するに当たって、廃炉研究センターが町にとってのやっぱり強みになっていく必要があるんだろうと思っています。そんなことを考え、教育委員会では学校で廃炉研究センターの最高の施設がどうい

ふうに、最高の施設を利用できないかを今模索しております。理科の時間とか総合的な学習の時間に廃炉研究センターにある日本で最高の電子顕微鏡を使って授業ができないかも今模索しておりますので、そんなことから学校で子供たちが利用したり、地域住民がそこから廃炉研究センターの施設について理解を深めることによって、廃炉研究センターがあることによって富岡町が科学の町とか、そういう意味で強みになっていけるような方策も考えていければなと考えています。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ただいま教育長から、小中学校ということですよ、でも廃炉研究センター内で勉強ができないかという模索をされているということで、それも一つの廃炉研究センターを盛り上げる上では必要なことだと思っております。いろいろなやり方はあるとは思いますが、どちらにしてもどうしても、その程度という言い方は変ですけども、大学が来れば本当に大きくこの町が変わってくるのではないかと考えているのですけれども、大学はなかなか難しいにしても、大学院大学というのが今ある話は聞いているのですけれども、そういった大学院大学を新設するというのはどの程度難しいことなのか、教育長もしおわかりであればお答えいただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 大学の設置については、非常に大変だという話は伺っております。大学院の設置については、簡単ではないということはわかってはおりますが、沖縄で大学院大学ができていくという状況があって、それをもとに福島県では郡山市でもそんなことをやってはどうかという動きがあったという報道があったのを目にしております。そういう意味では私のほうでも大学院大学とか、そのことについての興味関心はありますが、そのためにも逆に言うと富岡町が学ぶ環境と同時に住んで楽しい環境になっていくという若者にとっての魅力的なまちづくりになるかどうかということも大きな課題になってくるのだらうとは思っています。ただ、今お答えできないのは、大学院大学が簡単に設置できるかどうかというのは、それについてはまだ研究が必要かと思っています。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。なかなか難しいという現状は理解しております。ただ、何度も繰り返すようですが、国としてはこの廃炉研究施設を含めたイノベーション・コースト構想の中で、国は原発にかわる新産業の創出と大きくうたっているわけでありますので、今現時点で原発にかわるような新産業とは到底考えられないわけでありますので、そういったところをもっともつと国にアピールしていただいて、これでは足りない、足りないと言っていたかかないと、なかなか厳しいのかなとは思っております。そのためにも、東海村なんかでもそうなのですが、民間企業が進出して、例えば研究の場所を提供して研究してもらおうとか、そういったことで民間企業からも来ていただくことによって、特に廃炉に関する事業者が町に例えば進出してきて、産業団地もそういった会社に進出してもらえるのではないかなんていうのも考えているのですけれども、そういった民間企業を取り込むことについては、町としては何かお考えあるのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 既に民間企業が入っておりますが、その企業については企業体を組んでおりまして、研究センターの中で事務所を構えているというようなところでございます。そんな中で発展系となりますが、例えば今進めております産業団地への進出ということも当然あり得ますし、その企業がどの程度の面積が必要だとか、どういうことをやりたいのだということがもう少したつと見えてくる部分があるかと思えます。少なからず1F廃炉の措置に関してその技術が生かされるということになれば、さらなる発展というもの、広がり方というのも見えてくるかと思えます。いまだにちょっと小さい中でのスケールで動いている部分でございますので、その発展についてはしっかりと私たちも見きわめていきながら、応援できるものはしっかりとさせていただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。やはり最終的には企業が進出して、定住人口がふえることが最終的な目標でありますので、ぜひその辺はもっと積極的に町としても行っていただけるように要望等をしていただきたいと思います。

今後やはり2Fも廃炉が決まったということで、税収がどんどん厳しくなることは確かでありますので、そういった税収の減った分、別の税収を考えていかななくてはいけないと思っておりますので、今回大学の誘致は見送られたということではありますが、まだ国としてやめたわけでもないわけですし、今町長からも国に要望されているというお話も聞きましたので、そういった上で他の自治体ももちろんこれから手を挙げてくるわけでありまして、ぜひ積極的にPRしていただいて、富岡町に大学なり大学院が新設できるようにお願いしたいと思っておりますけれども、町長、もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の大学あるいは大学院という話であります。イノベーション・コースト構想、これらが立ち上がったときから私一貫して人材育成、それからこの地にそういう教育機関が必要だろうということは本当に何度も何度も唱えてまいりました。そういう中で、イノベーション・コースト構想の一環として廃炉国際共同研究センターがここに誘致できたわけですが、この誘致を契機にさらに人材育成、そして廃炉国際共同研究センターという、廃炉というお題目がついておりますから、これ第一原子力発電所、そして今回第二原子力発電所も廃炉になるということでもありますし、ここからその技術を習得して、そして人材が、途切れなくこの廃炉に携われる人材というものを確保していくためにもぜひともお願いしたいということで今までやってまいりました。そういう中で今回文科省のほうでも、今国の中の少子高齢化の中では、この少子高齢化というお話はもう既に10年も前から言われ始めたわけですが、ここへ来て本当に少子化が国でも切迫した状況だと考えています。それで、短大であったり、それから大きな私立の大学なんかもこれからは合併をしたり、共同研究をしたりということで、新設の学校というものを認めないというか、なかなか認めづらいよ

うな状況になっているというのは私も認識しております。そういう中で、イノベーション・コースト構想の中の産業発展の青写真というものが検討される中で、国際教育研究拠点という大きなお題目が入ってまいりました。これについては、今年度には検討結果をあらわしていくような状況に至っておりますので、これらについて富岡町の国際共同研究センターを利用しながら、そして今回、今大熊町に分析センターが間もなくでき上がります。そして、隣の檜葉町にモックアップ施設があります。これらを利用しながら、この地にぜひお願いしたいということで、私何度もこのイノベーション・コースト構想の分科会に行ってもこれらの話はさせていただいております。もし富岡町に誘致ができるとすれば、土地の提供もやぶさかではないという話もしておりますから、何としてもこれらの箇所づきのときには私は一肌も二肌も脱ぎたいと思っておりますが、これについても議員の皆さんにもこれを後押ししていただいて、そしてそれが実現できるような形にしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ただいま町長から積極的に進めていきたいという言葉をいただきましたので、本当に期待しております。我々議員としても後押しできるように精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、続きまして2点目の駅前にぎわいづくりについてですが、先月に商工会を通して町民の事業者に対して意向調査を始めたようですが、この駅前のアクションプラン策定されてから大分時間がたって、ようやくアンケート調査というのは、ちょっと大分遅いのではないかなと私は考えているのですけれども、そんなに時間がかかるものなのですか。もう少しペースを上げていただかないと、駅前の整備ももう来年度には終了することでしょうから、それと同時に本当はやるべきだと思うのですが、それは不可能だとしても、もう少しペースを上げていただきたいのですけれども、何か遅くなってしまう理由があるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） アクションプランの実現に向けて企画、また関係する商工会、それから官民合同チーム等々について話をさせていただき、加えて現場を担っていただいている都市整備課とも調整をさせていただいているところでございます。おくれて、スピードアップをという形になれば、私の力量不足になってしまうところでございますが、アクションプランを出させていただいた以降ワーキンググループを立ち上げまして、その深掘りという形でいろいろ議論を進めているところでございます。その中で既にこれまでの取り組みのことをちょっと申し上げますと、まず今ほど申し上げたワークショップを立ち上げるということがまず1つ。それから、2つ目として、今般町が整備しようとする複合施設については、デザイン等について駅前にぎわいづくり検討委員会で関係を持ちました日大工学部の学生のアイデアを募りながら、その規模感、それから景観等々も含めたアイデアを募っているということ。それから、アクションプランを掲げたことによって関心を持たれた、町内に限ら

ず町外の方々も対応しているということもありまして、これら3つを全てクリアしながら進めているところでございます。先般意向調査をさせていただいて、11月の12から29にかけて実施をさせていただきまして、その中でもわかってきたことも多少なりありますので、さらにワーキンググループに持ち帰り、また検討委員会で議論して令和2年度の区画整理事業の開始と合わせてスタートできるような形で運んでいきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 一生懸命やられているのは十分承知しております。ただ、せっぱ詰まっている状況ではあると思いますので、なるべく早く実現できるようにお願いしたいと思います。

その中で、これから保留地を民間事業者売却されるということなのでしょうが、前にもお話ししたようになかなか土地を購入して建物を建てて営業することに対して、周りの意見を聞きますと、やはり先行きが不透明ということもあり、なかなか前に踏み込めないというお話をよく聞いております。この事業進出のアンケートもまだ結果が出ていないと思いますけれども、多分事業をする上でもテナントとしてならやりたいという方が多いのではないかと私は考えているわけですが、例えば公募が始まったとしても、ほとんどいないような状況であれば先に進まないわけでもありますし、そういった上でやはり私は町として土地を取得して、町が建物を建てて賃貸でやられたほうがスムーズに進んでいくのではないかと思うのですが、その辺の考えはあるのかないのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員におかれましては、3月議会だと記憶してございますが、やはり同じような形でテナント方式による進出ということのご提案をいただきました。今般アンケート調査をさせていただいた結果をちょっとまず報告させていただきたいのでございますが、商工会加盟事業者を対象とした意向調査によりまして、送付件数が453社、回答をいただいたのが127社、回答率28%でございました。そのうちいろいろ質問させていただいたところでございますが、駅前に進出したいとお答えいただいたのが3件でございます。加えて検討したいということが9件、合計12件の方々が駅前事業展開したいということをお考えになり、また今から検討するという形もあろうかと思います。8割の方が駅前には進出しないのだと回答を得たのですが、それはちょっと事業拡張する予定がないということ、それから町内外でもう事業を再開してしまったのでというご回答をいただいているほか、また年齢的なもの、後継者などについてもいろいろあったかと思えます。数々調べているうちに、テナントという部分にやはり注目してみたのですが、現在検討されている、進出したいという方々は12件のうち半々の状態でございます。土地を購入したい、それからテナントだったらという意見が半々で分かれておりました。また、一方で商工会加盟事業者以外の方々にもお伺いしていくと、私はもう土地を購入して進みたいというご意向があり、少なからず購入の意向が結構強いと考えてございます。また、テナントの方々にもいろいろお伺いしたところ、テナント方式だと経営に当たり、金融機関から融資関係のことも相談するのですが、なかなかそこがうまくいかないという話もあって、テナント

も難しい部分はあるということも認識してございます。現在小区画、駅の真っ正面となりますが、やはりそちらは売却したいなと考えておりますが、今売却いたしますと、当然施工中でございまして、建築工事と整備工事が重複してしまうおそれがあり、一旦町が買い上げてから一定の条件をつけて、付して売却したいなと考えております。一方で、テナントという部分が非常にまだ難しい部分がありますので、複合施設に入れるかどうかというのがまさに今議論の過程でございまして。そのような検討の過程でございまして、もう少し時間をいただければと考えてございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございまして。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 今調査結果についてお答えいただきましたけれども、結構興味のある方がいらっしゃるのだなとは感じました。ただ、私が一番心配しているのが、今回売却するに当たって業種が結局限られるわけです。この業種であれば売却するということではあるのですが、売却してしまったら基本的に購入した方は法的な縛りはないわけであって、それが例えば事務所になってしまったりしてしまうのではないかと懸念が私にはあるわけであって、そういったことも踏まえて売却というのはどうなのかなというのも1つ理由にあります。あとは、虫食い状態になって真ん中ちょっとあいてしまったとか、誰もいなくなってしまうたらどうするのだとか、そういったこともちょっと懸念がありますので、そういったことも踏まえた上で賃貸にするのが一番いいのかなと。融資の関係とか、そういうのもあるのですが、融資といっても建物建てるよりは額的には安いということで、やはりリスクも少ないということもありますので、その辺も踏まえてもう一度検討いただきたいのと、あと複合施設についてなのですが、私は以前お風呂にしてほしいなんていう話もありましたけれども、それはともかくリフレ富岡ができるということで、その辺はないとは思いますが、複合施設も余り大きく建てられてもどうなのかなとも実際私は感じております。大きい建物を建てても、使い道がなくあいてしまったとか、無理にいろいろ町の施設を使うのもどうなのかなとも感じますので、複合施設も十分に検討していただいて、規模的なものも考えていただかないと、後々大変なことになるのではないかと感じておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 売却すると縛りがなくなってしまって、自由に転売なりとかということも懸念があるかと思えます。まさにそのとおりでありまして、現時点ですぐ売却という形になれば、そういう縛りもなく動くということがありますので、そこで一旦町が買い上げ、それで条件つきでという形で考えてございます。そこで一定の縛りをかけながら、また今年度末にJR常磐線の再開通によってどれだけ人が来るかという、呼び込むかということもありますので、その人の膨らみ方ということもしっかり地域の方々とともに進めたいなと考えてございます。

また、複合施設につきましては、現在日大工学部の学生を中心にアイデア募っているのですが、高望みとありますが、やはり見せ方ということもあるので、大きく取り上げていただけるような、見ば

えのいいというかなり注文の高いことを、学生に無理難題申し上げてございます。その中で、学生の中ではやはりせっかく海が見える場所なので、海を眺望したいねということと、やはり災害というのは富岡町にとっては非常に考えなければいけない部分だということ、そんなことも含めましていろいろと検討していただいております。一方で、専門的な知見からいうと、そのランニングコストというのは当然出てきます。一般的に平米当たり3万円から5万円ぐらいの維持管理がかかるなんて言われておりますので、そこもしっかりと見きわめながら、その施設の検討については詰めてまいり、当然この建築にかかわるようなことになれば議会の賛同が得られないとと考えておりますので、しっかりと詰めてまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 6番さん、今企画課長には2問お答えいただきましたけれども、一問一答でお願いします。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 失礼しました。まず、にぎわいづくりの土地の処分については、町の意向も十分に承知しました。ただ、しっかりとした、このアンケートにも書かれているような飲食業、小売業、美容業等の業者が入っていただかないとやはり困りますので、そこは縛りをしっかりと厳しく取り締まるといいますか、しっかりと契約の中でうたっていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

あと、複合施設については、いろいろとご意見もあるようではと思いますが、町の駅前のシンボルということももちろんあると思っておりますので、今後のランニングコスト等踏まえた上でしっかりと検討していただいて、いい建物ができることを私としても希望しております。

あと、これから夜の森地区の特定復興再生拠点事業が進んでいく上で、富岡駅前も今後やっていかななくてはいけないということもありますので、やはり南のほうからしっかりと事業を完了した上でないと、どうしても夜の森の特定復興再生拠点事業も中途半端になってしまうのではないかと懸念もおりますので、その辺はやはり南側からしっかりと完成していくようお願いしたいのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほどにぎわいづくりの形成の仕方という形もあって、当然にぎわいには人が欠かせないものでございます。現在特定拠点の中の整備を進めており、また検討中ではございますが、アクションプランも作成している中、人が現在にぎわう箇所である南側ということもありますので、しっかりとそこを詰めながら、また上のほうに、帰還困難区域のほうに開けていきたいと考えておりますので、またご指導賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。これから富岡の駅前がすばらしい町並みになって、人がにぎわうような駅前になることを本当に期待しておりますので、今後よろしく願いいたします。

私から以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の坂本栄司氏が令和2年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き坂本栄司氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は、昭和52年から平成10年までの長きにわたり富岡町消防団員として町民の生命と財産を守るべく地域防災活動の最前線でご活躍され、また平成19年4月から平成27年11月までの2期8年7カ月間、福島県議会議員として富岡町はもとより双葉郡の復興再生にご尽力されました。議員を退いた現在においては町内に居住し、昨年4月より本町行政区長として地域活動にも積極的に取り組むなど、多岐にわたりご活躍されている方であります。平成29年4月からは人権擁護委員として職務に精励され、避難等により活動の場が制限されている中においても双葉地区副会長として人権擁護委員の職責を最優先に活動されております。このように坂本氏は、人権擁護委員に関する意識が高く、豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともにすぐれた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されましたので、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の高岡英一氏が令和2年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き高岡英一氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

高岡氏は、昭和52年から現在の日本郵便株式会社に勤務され、昭和58年度から平成23年度までの28年間という長きにわたり夜の森郵便局の局長を務め、地域の人たちに恩返しという信念のもと、地域に密着し、多岐にわたる活動をされている方であります。平成27年3月に日本郵便株式会社を退職されてからは還暦野球やマラソンを通じて人とのつながりを大切にし、平成29年4月からは人権擁護委員として職務に精励され、避難等により活動の場が制限されている中においても人権相談会や訪問活動に積極的に参加し、人権擁護委員の職責を最優先に活動されております。このように高岡氏は、人権擁護委員に関する意識が高く、豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともにすぐれた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本件につきましては、適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、議案第73号 専決処分報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、議案第73号、令和元年台風第19号等による被災者に対する町税等の減免に関する条例につきましてご説明いたします。

議案第73号別紙をごらんください。本条例は、令和元年台風第19号及び10月25日の大雨により多くの町民が被害を受けられ、特に大きな被害を受けられた方に対しまして、地方税法の規定及び国の通知に基づき、災害を受けた日以後に納期が到来する町税等の減免措置を実施するものでございます。なお、本条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年10月28日付にて専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、第1条をごらんください。第1条では、本条例の趣旨といたしまして、台風19号等により被災された方が納付すべき町民税、国民健康保険税及び介護保険料減免につきまして、現行の税条例の規定によらず、この条例の定めによるものとしております。

次に、第2条、町民税の減免については、住宅または家財の損害が10分の3以上の損害を受けた方のうち、前年中の合計所得額が1,000万円以下の方について、災害を受けた日以後の納期に係る税額を減免する規定であり、減免の割合につきましては、前年中の合計所得額及び被害を受けた住宅等の損害の程度により軽減または免除するものでございます。

次に、第3条、国民健康保険税の減免及び第4条、介護保険料の減免につきましては、いずれも居

住する住宅の損害が全壊または床上浸水、半壊、大規模半壊となられた方につきまして、災害を受けた日以後の納期に係る税額を減免する規定であり、減免の割合については、住宅の損害の程度によりまして、全部または2分の1となるものでございます。

次に、第5条の減免の申請、第6条、減免の決定通知、第7条、減免の取消し、第8条、委任につきましては、手続等の要件や関係書類の様式等を規定したものでございます。

以上が本条例の説明の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の締結についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 議案第74号 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の締結についての内容をご説明いたします。

今回の協定書につきましては、まず10月24日開催の全員協議会において、今回の安全協定締結の目的や位置づけなどについて、第一原子力発電所の安全確保協定をもとに、福島県原子力安全対策課よりご説明申し上げ、さらに11月27、28の両日開催の両常任委員会において、第二原子力発電所の安全確保に関する協定の案をお示しし、その際に議員各位からのご質問を承り、今月5日の原子力発電所等に関する特別委員会においてご質問に対するご回答を申し上げたところであります。

それでは、議案第74号別紙資料1ページをごらんください。まず、名称及び前文ですが、名称は東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書であります。前文において、第二発電所の廃炉に至る経緯が第一発電所の事故に起因するという特殊性を踏まえていること、また廃炉に向けた工程が立地町の復興に向けた地域の振興に配慮したものであることが記載されております。

第1条は、東京電力ホールディングスの責務及び関係法令等の遵守等について。

第2条は、県及び楡葉、富岡両町に対する通報連絡についてであります。

第3条は、施設の新増設等に対する事前了解についてであり、廃止措置計画の認可の過程から施設の新増設等に関して地元が関与できるような内容となっております。

2ページをお開きください。第4条は、技術検討会の設置であり、第5条は県、関係市町村、専門家で組織する廃炉安全監視協議会や労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会において、発電所の廃炉に係る安全確保の取り組みを確認する内容となっております。

第6条は、放射能の測定等について、放射能等測定基本計画に基づき、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施すること。

第7条は、県、両町安全監視協議会が発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合などの立入調査を行うことができること。

3ページの第8条は、県、両町安全監視協議会が廃炉に向けた取り組みの実施状況等について、必要に応じて随時状況確認を行うことができる内容となっております。

第9条は、県、両町安全監視協議会が発電所の廃炉に向けた取り組みの安全確保のため、特別な措置を講ずる必要があると認めるときに、東京電力に対し、適切な措置を講ずること。国に対して、指導監督の徹底を求めるものとなっております。

第10条は、立入調査または状況確認を行う者の選任を、第11条は周辺地域住民の生命、身体または財産に損害を与えた場合の補償、賠償について、関係法令に基づき適切に行うものとなっております。

第12条は、東京電力が発電所の廃炉に向けた取り組みの実施内容及びその状況について、県及び両町に説明し、またそれぞれの議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民を初め、県民に対して積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとなっております。

第13条は、東京電力が県及び両町の原子力防災対策に積極的に協力すること。

第14条は、放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理すること。

4ページをお開きください。第15条は、作業員の安全衛生対策について積極的に取り組み、長期的な計画に基づき人材の育成に取り組むこと。

第16条は、協定を改定すべき事由が生じたときに誠意を持って協議に応ずること。

第17条は、協定に定めのない事項について、別に定めることができるとなっております。

協定書の最後に附則として協定の実施日、この協定の締結により昭和51年に締結した旧協定を廃止

することとしております。

この協定の締結につきましては、議会の議決すべき事件に関する条例第5条の規定により議会の議決が必要となるものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先ほどの一般質問のときにも同じことを言わせてもらいましたが、これも採決というか、最終段階に入ったものですから、最終的な確認で、東京電力から上がってくる廃炉措置計画、こういったものを見て、例えば町の考え、議会の考えとか、先ほどの解体の廃棄物のようなものはこう例えば保管してほしいとか、そういったことを今この場でこれはどうなのだということを行わなくても、措置計画が上がってきた段階で町から東京電力に対してその都度言うことができるというふうな解釈でよろしいですね。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、議員もご承知のとおりでございますが、第3条の中で施設の新增設等に関する事前了解という中で、廃止措置計画の認可の段階から施設等の新增設をしようとするようなとき、あるいはそういった計画が立てられるような際にはしっかりと町の意見を述べることができると解釈しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 会計年度任用職員の給与等に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第75号 会計年度任用職員の給与等に関する条例についての内容を説明申し上げます。

近年地方自治体においては、多様化する行政需要に対応するため、臨時職員や非常勤職員の任用が増加しておりますが、任用や勤務条件に関する取り扱いについて法制度上明確化されておらず、各自治体によってまちまちの状態であり、任用上の多くの課題が認識されているところでございます。このことを踏まえ、特別職の任用や臨時的任用の適正さを確保すること、一般職の非常勤職員となる会計年度任用職員の任用に関する制度の明確化を図ること、また労働者性が高い非常勤職員に期末手当を支給する給付規定を整備することなどのため、平成29年5月に施行日を令和2年4月1日として、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。本条例は、これら改正法に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定される会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償について、全31条立てで定めるものでございます。

条例第1条ではこの条例の趣旨を、第2条では地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用されたフルタイム会計年度任用職員と同項第1号によって採用されたパートタイム会計年度任用職員の区分による給与の内容、支払い方法を規定しております。

第3条から第16条では、フルタイム会計年度任用職員の給料、職務の号給、超過勤務手当、期末手当などを規定し、第17条から第27条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬、超過勤務に係る報酬、期末手当などを規定しております。

第28条は、会計年度任用職員の旅費の支給に関する規定、第29条は給与からの控除に関する規定、第30条は町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、常勤勤務を要する職を占める職員との健康及びその職務の特殊性等を考慮し、定めるものとする町長の特認事項、第31条は規則への委任規定となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 会計年度任用職員の給与等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 富岡町森林環境譲与税基金条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、議案第76号 富岡町森林環境譲与税基金条例について内容をご説明いたします。

本条例は、本年4月に施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人がひとしく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されました森林環境税をもとに、森林現場の課題に早期に対応する市町村や都道府県に対して譲与される森林環境譲与税を基金として積み立てるために設置しようとするものです。

議案第76号をごらんください。第1条は、当該条例について森林の整備及びその促進に関する施策に充てるために行うという設置目的を規定したものです。

第2条は、譲与される森林環境譲与税をもって一般会計予算で定める額を積み立てることを規定したものです。

第3条は、金融機関への預金、あるいは最も確実、有利な方法で管理する旨を規定したものです。

第4条は、基金の運用益の処理の方法について規定したものです。

第5条は、基金の処分については第1条の設置目的に沿った事業経費の財源に充てる場合に限り行えるという規定です。

第6条は、この条例の施行等において必要な事項は町長が定めることができるという町長への委任規定です。

附則においては、この条例の施行日は交付日とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 富岡町森林環境譲与税基金条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備しようと制定された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法令により、本年6月に成年被後見人等の失職に関する規定が削除された改正地方公務員法に基づき、同法の規定を引用する本条例の期末手当等の規定について所要の改正をしようとするものであり、あわせて改正附則において、改元に伴い元号を改めるものでございます。

議案第77号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）をごらんください。改正本文中第1条では、条例第21条第1項において規定する成年被後見人等の失職に関する規定を削除し、同条第4項並びに第21条の2第1項第2号も同様に成年被後見人等の失職に関する規定を削除するものでございます。

資料をおめくりいただき、条例第22条並びに第28条についても成年被後見人等の失職に関する規定を削除するものでありまして、あわせて字句の改正を行うものでございます。

続いて、資料をおめくりいただき、新旧対照表（第2条関係）をごらんください。附則第3条並びに第4条中の平成32年3月31日を改元に伴い令和2年3月31日にそれぞれ改めるものでございます。

なお、改正地方公務員法の施行期日が交付日である令和元年6月14日から6カ月後とされていることから、この条例の施行期日を附則第1項において令和元年12月14日から、第2条の規定は公布の日から施行することとし、附則第2項においてこの条例の施行期日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1項、第2項による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して、改正前地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、従前の例によることと定めておりますので、申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第78号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条

例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年6月の地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等の失職に関する規定が削除されることに伴い、同法の規定を引用する条例の規定について所要の改正をしようとするものがあります。

議案第78号別紙資料、新旧対照表をごらんください。改正本文中では、地方公務員法において成年被後見人等の失職に関する規定が削除され、禁固刑に科せられた者などのみの失職規定となることから、条例第3条第2項における第2号から第5号までを各号に改めるものでございます。加えて、同条第4項括弧書き中、「以下本条において同じ」については、本条において第1項及び前項の規定によるものは第4項のみのため、これを削除することと改めるものでございます。このことから、第5項へ支給を受けることができる者の規定を新たに加えるものでございます。

なお、附則においてこの条例の施行期日を公布の日からとし、第3条第2項の改正規定は改正地方公務員法の施行期日が公布の日である令和元年6月14日から6カ月後とされていることから、その施行期日を令和元年12月14日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日12日午前10時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時33分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 英 博

議 員 渡 辺 正 道

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和元年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和元年12月12日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第79号 工事請負契約の変更について

議案第80号 工事請負契約の変更について

議案第81号 工事請負契約の変更について

議案第82号 工事請負契約の変更について

議案第83号 令和元年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第84号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第85号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第86号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第87号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第88号 令和元年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第89号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第90号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第79号 工事請負契約の変更について

議案第80号 工事請負契約の変更について

- 議案第 8 1 号 工事請負契約の変更について
議案第 8 2 号 工事請負契約の変更について
議案第 8 3 号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 4 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 5 号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 6 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 7 号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 8 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 9 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 9 0 号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

追加日程第 1 議案の一括上程

- 議案第 9 1 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 2 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 4 号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 9 5 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 6 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 7 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 8 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

追加日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 9 1 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 2 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 4 号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 9 5 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 6 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 7 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 8 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 委員会報告

- 1、総務文教常任委員会報告

- 2、産業厚生常任委員会報告
 - 3、議会運営委員会報告
 - 4、議会報編集特別委員会報告
 - 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告
-

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君
都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君

参事兼 生涯学習課長	三 瓶 清 一 君
郡山支所長	齊 藤 一 宏 君
参事兼 いわき支所長	三 瓶 雅 弘 君
総務課長補佐 主任兼	猪 狩 直 恵 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	志 賀 智 秀
議席 事務局係局長	猪 狩 英 伸
議席 事務局係主任	杉 本 亜 季

開 議 (午前 9時58分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第7回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 高野匠美君

4番 渡辺高一君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第79号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(猪狩力君) おはようございます。それでは、議案第79号 工事請負契約の変更について、その内容をご説明させていただきます。

今回の変更は、平成31年3月6日に評議会の議決をいただき、さらに令和元年9月11日付で変更の契約をいただきました家老ため池放射性物質対策工事に係る工事請負契約について、台風及び豪雨後の状況確認により、施工済み箇所において基準を超える汚染が確認されたこと、あわせて実績に基づくしゅんせつ除去圧変更により、工事費の契約額3億4,069万5,400円を2億9,152万6,560円に減額し、工事内容の一部を変更しようとするものでございます。

議案第79号別紙資料1をごらんください。第2回工事請負変更契約書になります。第2条におきまして、工事請負代金4,916万8,840円を減額するものでございます。そのほか、契約の条項について変

更はございません。

議案第79号別紙資料2をごらんください。中段左側に今回の主な変更内容を記載しております。10月11日から26日にかけて発生しました台風19号と豪雨の後、水位が安定してから、施工済み箇所も含め、改めて湖底の表面放射線量調査及び採泥を行い、汚染濃度分析を行ったところ、施工完了箇所において8,000ベクレル以上の汚染が確認された箇所の追加施工を行うこととしました。また、黄色着色部の施工済み箇所の底質除去圧につきましては、設計35センチ厚から平均18センチ厚へ実績により変更となったものであり、これに伴い発生土処理量が減少したものです。一方、放射性物質濃度分析につきましては、追加施工により分析資料数が増加するものであります。右側上部に家老ため池の配置図面が記載されておりますが、黄色の着色部分が施工完了で除去圧が変更となった箇所、赤く着色された部分が追加施工範囲となります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） キロ当たり8,000ベクレル以上の汚染が確認されたと記載されていますけれども、実際どれくらいの線量が確認されているか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 調査した1カ所におきまして1万2,827ベクレルでございました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今回8,000ベクレルを超えた地域がこの赤のところ1点に集中しているのですけれども、普通に考えると、流入してきたところとか流出していくところとか、何かたまるところがこの1点に起きている要因というのは何なのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 原因という明確なものはございませんが、ただ今回施工対象面積が池のほぼ全域に占めてございますので、その各地点におきましてはそれぞれ調査を行い、結果的には8,000ベクレル以下という結果が出ておまして、今回先ほど言いました1万2,000何がしのその数値が出た、さらにその周辺、10メートル範囲ですね、そういったところ、中でもさらに1万2,000まではいきませんが、何カ所かそういった箇所が出たので、あわせてその範囲を今回の追加部分としたものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 大きな雨が降って、今回はちょうど施工中ということだったので、

今後ともそういうことが考えられるのですけれども、そこにたまる原因をきちっと突き詰めておいて、そこに入ってこないようにしていくということも必要なと思うのですけれども、その辺の対策というのはどう考えていますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 対策と申しますか、今回のような大雨が出た場合につきまして、今後も施工後の調査につきましてはどのぐらいのバクテリウム変化があるのかというのは調査していく考えでございますが、なおその対策についてということにつきましては専門家と相談させていただいて、何かそういった処方があれば対応していきたいと考えてございます。

ため池につきましては止水の考え方で、満水になっている場合の考え方等ありますので、そういった対応をしてみたいという考えでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今回ため池の除染ということで、あらかじめ完了するような状況の中であの大
雨に遭ったということで、再調査した結果8,000バクテリウム以上の箇所が出たということですが、了解
しますけれども、再調査した時点で当初幾らまで下げて、下げたやつが大雨によって全体的に上がっ
ていないのかどうか。ここだけが8,000バクテリウムを超えたから、もう一度やりますよということな
のですけれども、除染後に再調査して、全体的にどれだけ上がっているか。

あと、今までのため池除染なのですが、全て8,000バクテリウムまで下げているという解釈でいいの
かな。あと、この再除染になった箇所の増額部分の金額がちょっとわからないのです。その3点教えて
ください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今回大雨によりまして、大雨の結果に基づいて再度調査を行った結
果、それぞれが8,000バクテリウム以下となったものでございますが、大雨の来る前にはかったときにも
8,000バクテリウム以下でございましたが、完了したということで8,000バクテリウム以下になったわけ
でございますが、今回大雨になった後も、家老ため池が全域が施工対象ということでございますので、は
かったということでございます。ただ、その差がそれぞれどのぐらいあったのかというのは、今8,000
バクテリウム以下ということでご理解いただければと思います。なお、ほかに行ったため池も全て8,000
バクテリウム以下になったということをもって完了という考え方で捉えてございます。

あと、今回の追加で増額になった金額でございます。4,916万8,840円というような金額でございま
す。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 済みません。今回大雨に基づいて施工範囲対象になった赤いエリア

が金額的に幾ら増額になって、しゅんせつ圧によって土砂量が減ったということをもって、その減った部分の差が幾らあるのかというのはちょっと今この場でご説明することはできませんが、総額で4,900何がしが下がったという答えしか今持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 後で教えてください。

あと、全体的な線量なのですが、8,000ベクレル以下まで下げて施工して大雨に遭ったということなのですが、あのくらいの雨降ると、平地ですよ、あそこは、平地でどのくらいアップするのか、部分的ではなくて全体的にどのくらいアップしているのかちょっと知りたかったものですから。といいますのは、山間部だと山林の除染していませんから、すごく上がる可能性があるのかなと思うのです。そういうものと比較対照になればなと思って質問しましたが、後もしわかったら教えてください。後でいいです。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご質問ありました内容につきまして調べさせていただきます、後ほど報告させていただきますと思えます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、今たまたま質問者はわかったらという、それわかったらという聞き方はないので、お答えください、後ほど。後ほども本当はまずいのですけれども、質問者がそれで了解していますから、後でお知らせください。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第80号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負変更契約は、本年7月23日、第4回臨時議会で議案第45号として工事契約の同意をいただき、進めておりました曲田都市計画街路3号線ほか整備工事その2に係る変更契約であります。変更の内容としましては、工事の進捗に伴い、設計と現場の状況にそごが生じたため、当初目的を達成するため、一部工事の内容を変更するための工事請負契約の変更であります。

資料9ページ、議案第80号別紙資料1をごらんください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事の番号、名称は、第3の2の13、曲田都市計画街路3号線ほか整備工事その2であります。請負者は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹であります。本文中の条項につきましては、第1条で設計書、仕様書の一部を別紙のとおり変更することとし、第2条で工事請負代金843万400円を新たに増額する旨を記載しております。また、第3条では、その他については現契約書のとおり変更ない旨を記載しております。なお、条項下段には本工事請負契約書は本議会で可決された場合に成立することを明記しております。

次に、資料11ページ、議案第80号別紙資料2をごらんください。下段右下に今回の主な変更内容を記載しております。まず1点目が、掘削するのり面の一部土壌が放射能濃度が高く、通常の残土処理ができなかったため、放射性産業廃棄物の基準を準拠し、環境省との協議により除染工事の廃棄物同様処分を行うこととし、本土壌の袋詰め及び仮置き場への運搬を行う費用を追加計上するものであります。2点目の変更としましては、今回の補強土壁工法では、盛り土を行う際に背後の既設のり面の吹きつけコンクリート及び側溝などの構造物は、盛り土部と縁切りとなるため、撤去するものとして設計しておりましたが、吹きつけコンクリートの厚さが一様でなかったため、上部の側溝を含めた撤去を行うとコンクリートのり枠が崩落するおそれが確認されたことにより、工事の安全確保のため、このり枠も撤去することに変更するものです。なお、今回追加撤去するコンクリートのり枠は南岸のり面の風化防止のためのものであり、今回の撤去によって早急にのり面の安定が損なわれるものではないことを確認しており、次年度の公園整備工事における緑化工の中で植生保護を行ってまいりたいと考えております。

次に、これらの変更が発生した箇所につきましては、資料上部の計画平面図及び標準断面図に変更内容の文字色と同じ色分けし、着色し、資料左下には今回変更となる追加工種と数量及び変更工事費を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。今後とも安全第一に、工期内の完成を目指し工事を進めてまいりますので、議員皆様のご理解をよろしくをお願いいたします。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 掘削範囲ののり面の一部で放射性濃度が高いことが確認ということで、放射性濃度がどれくらいあったのかと、あとこののり面の土なのですからけれども、もともとのそののり面なのか、どこからか持ってきた盛り土なのか、その辺も教えてください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回撤去しました線量の高かったところのベクレルでございますが、9,000ベクレルほどありました。その後入れかえて、100ベクレルの土で置きかえております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○都市整備課長（竹原信也君） 済みません。もう1点、もともとの土かということでございましたが、撤去するものにつきましては、のり面でしたので、環境省の除染としましては撤去しなかったもので、もともとの土でございました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） よそから汚染土を持ってきて盛り土にしたのではなくて、もともとの土だということなのですが、それは工事始まる前に測量なんかはやらなかったのですか。もともとわかっていなかったのですか。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

設計の段階では、空間線量ははかっておりましたが、ベクレルははかっておりませんでした。申しわけございませんでした。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 空間線量だけで、土ははからないということなのですからけれども、そういったことがないように、今後はやはり土もはかるべきだと思うので、これを教訓にはかってもらいたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） 今回ののり面であったということで、通常の平場であれば表土を撤去し、入れかえてあるのは一般的でございましたが、のり面でしたので、今後はそういうのり面につきましては、工事の始まる前に確認しておきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 高濃度の放射性物質が確認されたということで、8,000ベクレル以上であれ

ば、当然ちょっとでも下げるために8,000を5,000とか下げて、100ベクレル以下になったということですから濃度はいいですけども、8,000ベクレル以上になると、本来は環境省施工ではないのですか。といいますのは、あの駅前の地区を、やっぱり環境省がきちとはかって最初に取り除かなかったというのは環境省のミスなのかなと思うのです。こういうことがあるとすれば、富岡町全体にこういう箇所がいっぱいあるのかなという感じになってもしようがないですよ。その辺の環境省に対しての確認と、8,000ベクレル以上に関しては環境省の施工になるのかなと思うのですが、その辺は環境省から町が委託を受けて町が発注したという形でいいのか。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

こちら環境省の除染のやり方なのですが、そもそものり面は土は撤去しないということで、表面の落ち葉とか、そちらをさらうだけということなので、富岡町のほかのところのり面についても、現実的には土をはかるとそのような形になっているのだと思っております。

あと、追加でございますが、土は産業廃棄物に分類されないということで、基本的に法的規制を受けていないということで、今回かなり環境省とは調整させていただきました。産業廃棄物であれば、8,000ベクレルを超えたものについてはすんなり環境省が持っていくところでございますが、土ですので、廃棄物になっていないということがありましたので、環境省と調整したこと、あとは本工事が全て補助事業でできるということがありましたので、町の持ち出しも考えまして、今回の工事で対応させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。土は廃棄物の法に触れないということで、今初めて聞きましたが、ここは多分のり面で、竹やぶみみたいな山みたいな場所だったのかなと思うのです。竹の根とか木の根なんか起こさなかったの。そういうの多分出てきていると思うのですが、そういうのは制約を受けますよね。そうしたものはどうしたのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

竹の根、あと竹、こちらみずから私たちの工事で処分させていただきましたが、基本的にベクレル的には8,000ベクレル以下ということだったもので、通常の廃棄物という形で処理させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） これ8,000ベクレル以上あったから、ここの部分は処理したのですよね。根っことか、そういうの8,000ベクレル以下だったのだという解釈でいいですか。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） 確認させていただいたところ、8,000ベクレル以下でありましたので、みずから処分させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第81号 工事請負契約の変更について内容を説明いたします。

富岡第二小学校体育館等災害復旧工事は、9月定例会で議決をいただき、工事を進めておりましたが、工事内容を変更すべき事項が生じたことから工事請負契約の変更を行うものです。

議案第81号別紙資料1をごらんください。工事請負変更契約書であります。第1条において設計書、仕様書を変更すること、第2条において工事請負代金1,064万6,900円を新たに増額することとしております。その他は、県工事請負契約書のとおりであります。

次に、議案第81号別紙資料2をごらんください。今回の変更事項を資料中央の上下、それぞれ赤枠で示しております。また、5つの図面に付した番号は、変更事項の番号と符合させたものとなっております。①のインターロッキング不陸調整は、その下に入り込んでいる木の根を抜根後に行うこととし、今回取りやめるものであります。②の犬走りクラック補修は、災害査定時に対象外とされたクラックのうち補修すべき部分として精査し、追加したもので、今回追加した箇所は青色の実線で示しています。③の2階点検通路、右側下の図面になりますが、このクラックも同様の精査を行い、修繕部

分を追加するものであります。④の外壁クラックについては、足場をかけた後に新たに修繕すべきとした部分を追加するものであります。⑤として、右側下図面、黄色着色部分の多目的室床におきましては、当初はサンダーがけの後、ポリウレタン塗装としていましたが、サンダーがけに耐えられない仕上げ部分の薄い合板であったため、既設床を撤去し、新たに複合フローリング設置とするものであります。⑥、⑦については、天井及び屋根についてとなります。設計調査時点において、天井のしみとアリーナ床に滴下痕があったことから、原因を雨漏り及び結露によるものとして設計していましたが、足場をかけ、再度調査をしたところ、屋根シーリング及び雪どめ金具の劣化を雨漏りの原因と判断し、それぞれ撤去、更新するものです。なお、結露による劣化等はないことから、結露対策は取りやめといたします。以上の変更によりまして、当初請負金額8,415万円を1,064万6,900円増額し、9,479万6,900円に変更するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） それでは、議案第82号 工事請負契約の変更についての内容のご説明を申し上げます。

議案第82号別紙資料1をごらんください。工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。今回工事請負契約の変更を行おうとする工事の名称は、大原本店旧店舗改修工事です。工事の請負者は、

株式会社ヤマムラ、代表取締役、中村忍です。第1条に係る内容については別紙資料2でご説明させていただきたいと思いますが、概要といたしましてはシロアリ被害による対応、老朽した外壁の補強に対する設計の変更となっております。第2条において、これらの工事の変更内容に係る工事請負代金の額として、税込みの金額といたしまして980万6,500円を増額する旨を記載しております。その他は、現工事請負契約書のとおりであります。

別紙添付、議案第82号別紙資料2をごらんください。本資料は、今回の変更に係る概要図になっております。図面の右上部の表に主な変更概要を記載しております。1階、2階の図の引き出しの囲みの色と同じ色で工種を囲んでいます。主な変更概要の①、構造材の補強の追加は、シロアリの被害などにより、添え柱合わせ張り、次の補強箇所を増工とするものです。②の屋根ふき材の仕様変更は、通常仕様ガルバニウムふき材に変更するものです。③、れんが壁補強の仕様変更は、れんがの壁を一体的な壁とし、強度を図ることが必要な状態であることから、グラウト注入による補修から、亀裂箇所をはつり、全ねじによる連結、グラウト打設及びケミカル系接着剤による補修に変えるものであります。④の洗出しモルタル壁の仕様変更は、モルタル壁や木ずり板の傷みが大きいため、ピンネット工法による落下防止を、より固定が図れるビスどめ工法とし、落下防止を図るものです。⑤、シロアリ駆除工事の追加は、内部解体後に軒桁まで達するシロアリ被害を覚知したため、薬剤駆除及び予防対策を追加するものです。⑥、外構スロープの追加は、日常事務室への入室の利便性を図るため、スロープを追加とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第83号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の内容についてご説明をいたします。

今回の予算補正は、各事業の進捗状況を踏まえ、事業費の精査や整理を行ったものでありますが、緊急に実施すべき、または着手すべき事業に係る費用も加えるなどした結果、既定の予算から歳入歳出それぞれ5,718万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ228億7,977万3,000円とするものでございます。

初めに、補正予算の主な内容についてご説明いたします。3ページをお開き願います。第1款町税につきましては、第1項町民税において現年課税分の調定額の減などにより4,877万円の減、第2項固定資産税において滞納繰越分の徴収実績などで261万円の増となったことにより4,616万円の減額となったものでございます。

第2款地方譲与税328万8,000円の増額は、森林環境譲与税の交付見込みにより新たに計上するものでございます。

第11款分担金及び負担金14万8,000円の増額は、こども園入園保護者負担金の増などによるものでございます。

第12款使用料及び手数料につきましては、第1項使用料において公設卸売市場施設使用料や借上住宅使用料などの増により66万9,000円の増、第2項手数料において町税督促手数料の増など5万5,000円の増となったことにより72万4,000円の増額となったものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、第1項国庫負担金において障害児入所給付費等負担金の増などにより167万7,000円の増、第2項国庫補助金において防災安全交付金4,133万円の減、福島再生加速化交付金478万9,000円の増、既設公営住宅等復旧事業補助金1,920万4,000円の減により、5,574万5,000円の減、第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金8,201万3,000円の減、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金1,831万4,000円の減など、6,369万1,000円の減となったことにより、1億1,775万9,000円の減額となったものでございます。

第14款県支出金につきましては、第1項県負担金において福島県災害弔慰金等負担金4,312万5,000円の減などによる4,294万8,000円の減、第2項県補助金において被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金150万円の増や、福島県事業再開・帰還促進事業交付金517万1,000円の減などによる644万円の減、第3項県委託金において参議院議員通常選挙委託金266万1,000円の減など、201万2,000円の減となったことにより、5,140万円の減額となったものでございます。

第15款財産収入3万7,000円の減額は、産業振興貸付基金預金利子4万5,000円の減などによるものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをごらんください。第16款寄附金282万9,000円の増額は、一般寄附金97万7,000円の増、ふるさと納税寄附金47万3,000円の増、一般災害義援金137万9,000円の増などによるものでございます。

第17款繰入金1億5,382万7,000円の増額は、各種事業の調整の中で国庫支出金や県支出金を事業財源と見込むことができたことによる財政調整基金繰入金2億2,995万5,000円や、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金繰入金1,266万7,000円が減となる一方で、基金取り崩し事業の完了、進捗に伴う基金不用額の返還を行うため、復興交付金基金繰入金、国交省分でございますが、3億2,283万7,000円や、同じく復興交付金基金繰入金、農水省分1,000万円が増などとなったことによるものでございます。

第19款諸収入264万1,000円の減額は、アーカイブ施設敷地造成工事費の確定による電源地域振興・みらいを創る市町村支援事業助成金451万8,000円の減や、こども園給食費徴収金92万9,000円の増などによるものでございます。これらにより、歳入合計5,718万1,000円の減額補正となったものであります。

次に、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。5ページをごらんください。第2款総務費につきましては、第1項総務管理費において復興交付金事業の完了や進捗による不用額を返還するため国庫支出金等返還金3億7,592万2,000円の増、ため池放射性物質対策工事に係る福島再生加速化交付金を基金へ積み立てるため福島再生加速化交付金基金積立金2億2,911万4,000円の増などで、5億6,846万8,000円の増、第2項徴税費において179万7,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において7万円の減、第4項選挙費において参議院議員通常選挙に係る経費の整理による266万1,000円の減などにより、5億6,394万円の増額となったものでございます。

第3款民生費につきましては、第1項社会福祉費において、国民健康保険事業特別会計繰出金が592万2,000円の減となる一方で、老人保護措置事業費663万8,000円や、介護保険及びサービス事業特別会計繰出金が565万1,000円の増となったことなどによる1,292万7,000円の増、第2項児童福祉費において認定こども園運営費の精査などによる691万8,000円の減、第3項災害救助費において災害弔慰金5,750万円の減などによる5,792万7,000円の減により、5,191万8,000円の減額となったものでございます。

第4款衛生費2,298万1,000円の減額は、住宅清掃費補助金の減などによる環境衛生事業費1,922万円の減などによるものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、第1項農業費において農地基盤整備対策事業費2億8,280万8,000円の減や農地等維持修繕事業費7,300万円の減などによる3億5,514万8,000円の減、第2項林業費において森林環境譲与税基金積立金の計上などによる302万1,000円の増、第3項水産業費において30万円の増により、3億5,182万7,000円の減額となったものであります。

第7款商工費1,338万円の減額は、催事委託料や商工催事補助金などの減によるものでございます。

5 ページ下段からおめくりいただき、6 ページをごらんいただきたいと思います。第8款土木費につきましては、第1項土木管理費において72万4,000円の減、第2項道路橋梁費において橋梁長寿命化事業委託料が増となる一方で、事業の進捗により関根小浜線拡幅補償負担金や東日本旅客鉄道株式会社負担金が減と整理されるなどして319万4,000円の減、第3項河川費において河川整備事業費の減などによる2,002万4,000円の減、第4項都市計画費において曲田土地区画整理事業特別会計繰出金や公園維持管理費の減などによる2,945万円の減により8,213万8,000円の減となったものです。なお、第5項住宅費は、財源更正によるものでございます。

第9款消防費1億6,422万5,000円の減額は、防災備蓄倉庫整備工事や防犯防火パトロール委託における請負差額などを整理するものでございます。

第10款教育費につきましては、第1項教育総務費において50万3,000円の減、第2項小学校費において第一小学校施設維持管理諸経費などを実績により整理したことによる676万3,000円の減、第3項中学校費において89万円の増、第4項幼稚園費において24万8,000円の増、第5項社会教育費において354万9,000円の減、第6項保健体育費において78万9,000円の増により、888万8,000円の減額となったものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、第1項農林水産施設災害復旧費において林業施設の本年度分の復旧費用として5,999万8,000円の増、第2項公共土木施設災害復旧費において道路橋梁施設の復旧費として1,023万8,000円の増により、7,023万6,000円の増となったものであります。

第14款予備費400万円の増額は、台風19号等に伴う対応において発生した職員の超過勤務手当などその他で、既に400万円弱の予備費充用があることから、今後の不測の事態に対応するため補正するものでございます。

以上のことから、歳出合計5,718万1,000円の減額補正となったものでございます。

8 ページ、9 ページ、第2表、継続費補正をごらんください。第1款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道施設等災害復旧事業につきましては、台風19号並びに翌週の豪雨による災害復旧費を総額1億1,000万円、年割額を令和元年度5,500万円、令和2年度5,500万円と、継続費を追加設定するものであります。

下表の(2)、変更をご確認ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業につきましては、総額11億1,600万円を総額9億6,040万4,000円に減額補正し、これに伴い令和元年度の年割額を4億240万4,000円と変更するものであります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、東日本旅客鉄道株式会社負担金につきましては、総額8億3,000万円を総額8億4,307万6,000円に増額補正し、これに伴い令和元年度の年割額を8億6万円、令和2年度の年割額を4,201万6,000円と変更するものでございます。

おめくりいただき、10ページをごらんください。第3表、繰越明許費でございます。第3款民生費、第1項社会保障費、事業名、健康増進センター事業、金額2,000万円、第6款農林水産業費、第3項

水産業費、事業名、水産業振興事業、金額9,621万3,000円、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額2,665万8,000円について繰越明許費の追加をするものでございます。

11ページ、第4表、債務負担行為をごらんください。庁舎機械警備委託を初め、16件の起債事業について期間を令和2年度として、それぞれの限度額で債務負担を設定するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時55分）

再 開 （午前11時08分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

本来ですと補正予算に入るのですけれども、産業振興課長が先ほど保留になっていた部分の説明をするということですので、産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 先ほど保留となりました線量の前後のことにしましては、前後の21カ所の測定箇所平均の放射線量は、大雨前が3,095ベクレルでございましたが、大雨後の数値につきましては4,095ベクレルになり、平均1,000ベクレルの上昇が見られたということでございます。ただ、そのうち先ほどありました1つの測定箇所において3,000ベクレルからだったものが1万2,827ベクレルの上昇が見られたことによりまして、追加工事を行うということにしたものでございます。また、箇所によりましては、大雨前が2,880ベクレルから1,786ベクレルに減少した箇所もございました。

それから、もう一つのしゅんせつ除去の工事の中で、しゅんせつによる減が、圧によって減ったものは4,120万円、追加施工分の増額として520万円、差額として3,600万円の減に合わせまして発生土処理工の1,300万円、トータルとして4,900万円という減額となったものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、それでよろしいですか。

では、その件につきましては終了いたします。

一般会計補正予算につきまして説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査をりたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

では、16ページをお開きください。16、17ページ、ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 2款地方譲与税の4項の森林環境譲与税なのですが、これ基金に積み立てるということで基金条例ができていますのですけれども、特定の目的にしか使えないお金だと認識しているのですけれども、基金に積み立てて、今後どのようにこれ利用していこうとしているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 基金に積み立てまして、森林の間伐や除伐につきましては福島森林再生事業で年次計画の中で実施していく、そちらを優先させて実施しまして、その後、基金として積み立てた部分を、それを追って森林再生事業で終わって、5年計画後に再度その維持に使用するため、そういった使途に使っていきたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） 7番さん、よろしいですか。

○7番（遠藤一善君） いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページ。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 農地費の農地基盤整備対策事業費、かなり減額になっていますけれども、これどういう減額なのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 一つは乾燥調製施設等の設計費として持っていった委託料、そのうち1,682万9,000円でございます、大きなものとしては、あとはため池に関する工事費、こちらにつきまして交付決定額に合わせて町単独分の上乗せ分を減額、こちらが1億6,500万円と、大きなものとなっております。あわせて、ため池につきましては委託料もあわせて上乗せ分を953万6,000円、合わせて減額したのとなっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第84号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。お聞き苦しい声で大変申しわけありませんが、ご容赦いただきたいと思います。

今回の補正は、国民健康保険税の課税実績や国庫支出金の交付見込みや額確定などに伴い、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億282万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を27億8,382万1,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。75ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、上位所得者や新規転入者の課税実績により1,061万5,000円を増額するものであります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金5万3,000円の減額は、東日本大震災特定健診国庫補助金の交付額決定によるものであります。

第4款県支出金、第1項県補助金1億849万4,000円の減額は、交付額の決定により、普通交付金において福島県国民健康保険保険給付費等交付金2,701万9,000円を増額する一方、特別交付金において保険者努力支援分として99万1,000円、県2号繰入金分として1億3,427万4,000円、特定健康診査分として24万8,000円がそれぞれ減額になることによるものであります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金592万2,000円の減額は、所要額の確定等により保険税軽減相当額等繰入金88万3,000円、出産育児一時金繰入金308万円、財政安定化支援事業繰入金154万3,000円、保健基盤安定繰入金41万3,000円の減等によるものであります。

第8款諸収入、第3項雑入103万3,000円を増額は、損害賠償金や資格喪失後受診に係る返還金等によるものであり、歳入合計1億282万1,000円の減額補正となるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。76ページをごらんください。第1款総務費3万5,000円を増額につきましては、事業の精査及び再構築により第1項総務管理費において2,000円を、第4項趣旨普及費において3万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

第2款保険給付費134万2,000円の減額は、支給見込み額の精査により第1項療養諸費において269万3,000円の増、第2項高額療養費において58万5,000円の増、第4項出産育児諸費において462万円の減によるものであり、第3項移送費及び第5項葬祭諸費につきましては財源調整によるものであります。

第3款保健事業費3万8,000円の減額は、第2項保健事業費において事業完了により不用額を減額するものであります。

第4款国民健康保険事業費納付金49万7,000円の減額は、第1項医療給付分において納付金額確定により不用額を減額するものであります。

第6款諸支出金、第2項繰出金において前年度繰入金精算返還金の端数調整のため1,000円を増額、第7款第1項予備費において会計内調整のため1億98万円を減額し、歳出合計1億282万1,000円の減額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を27億8,382万1,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件に関しましては項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

82ページから93ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第85号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、浄化センターの維持管理など、次年度当初から業務を行う必要のある委託費の予算に関して債務負担行為の設定を行うものであります。

97ページをごらんください。債務負担行為として、その期間を令和2年度とし、水質検査業務委託として限度額を300万円、管渠維持管理委託として限度額を100万円、処理場維持管理委託として限度額を400万円の債務負担行為を設定するものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。97ページから99ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第86号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7億8,332万5,000円とするものであります。

103ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。歳入といたしましては、歳出予算との調整により、第4款繰入金、第1項繰入金として55万円を増額補正し、当款総額を6億3,309万5,000円とし、歳入総額を7億8,332万5,000円とするものであります。

次に、104ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。歳出としましては、放流水量の増に伴う塩素剤の追加購入費として第1款事業費、第1項下水道事業費を55万円増額補正し、当款総額を3億7,341万3,000円とし、歳出総額を7億8,332万5,000円とするものであります。

次に、105ページをごらんください。債務負担行為の補正予算についてご説明いたします。本補正予算は、次年度当初から業務を行う必要がある浄化センターの維持管理などの委託費の予算に関し債

務負担行為の設定を行うものであります。債務負担行為の設定は、期間を令和2年度とし、水質検査業務委託として限度額を300万円、管渠維持管理委託として限度額を250万円、処理場維持管理委託として限度額を4,000万円の債務負担行為を設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。110ページから115ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第87号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億5,667万7,000円とするものであります。

119ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。歳入としましては、歳出

予算との調整により、第4款繰入金、第1項繰入金として30万円を増額補正し、当款総額を1億5,184万8,000円とし、歳入総額を1億5,667万7,000円とするものであります。

次に、120ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。歳出といたしましては、処理水量の増により、ポンプ場及び処理場の光熱水費の増額補正であり、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費として30万円を増額補正し、当款総額を7,646万8,000円とし、歳出総額を1億5,667万7,000円とするものであります。

次に、121ページをごらんください。債務負担行為の補正予算についてご説明いたします。本補正予算は、次年度当初から業務を行う必要のある浄化センターの維持管理などの委託費の予算に関して債務負担行為の設定を行うものであります。債務負担行為の設定は、期間を令和2年度とし、水質検査業務委託として限度額を600万円、管渠維持管理委託として限度額を300万円、処理場維持管理委託として限度額を1,300万円の債務負担行為を設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。126ページから131ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第88号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億259万3,000円とするものであります。

135ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。歳入としましては、歳出予算との調整により、第2款繰入金、第1項繰入金として2,000万円を減額補正し、当款総額を1億7,443万円とし、歳入総額を2億259万3,000円とするものであります。

次に、136ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。今回の補正は、街路整備工事費の精算に伴う減額補正であり、第1款事業費、第1項事業費として2,000万円を減額補正し、当款総額を2億209万3,000円とし、歳出総額を2億259万3,000円とするものであります。

次に、137ページをごらんください。債務負担行為の補正予算についてご説明いたします。本補正予算は、次年度当初から業務を行う必要のある発注者支援業務委託の予算に関して債務負担行為の設定を行うものであります。債務負担行為の設定は、期間を令和2年度とし、曲田土地区画整理事業換地処分に係る発注者支援業務委託として限度額を2,000万円の債務負担行為を設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。142ページから147ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第89号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、介護給付費の伸びに伴う国庫支出金の増額が見込まれることから、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,156万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億8,667万2,000円とするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。151ページをごらんください。第3款国庫支出金の2,153万3,000円の増額は、第1項国庫負担金において介護給付費負担金として653万3,000円の増額、第2項国庫補助金において調整交付金608万8,000円、地域支援事業交付金148万6,000円、災害臨時特例補助金742万6,000円を合わせた1,500万円を増額するものです。

第4款支払基金交付金は、第1項支払基金交付金において介護給付費交付金として882万1,000円、地域支援事業支援交付金として100万3,000円を合わせた982万4,000円を増額するものです。

第5款県支出金の455万5,000円の増額は、第1項県負担金において介護給付費負担金として408万2,000円、第2項県補助金において地域支援事業交付金として473万円をそれぞれ増額するものです。

第7款繰入金の565万1,000円の増額は、第1項他会計繰入金において介護給付費保険者負担分と職員給与費等の増に伴う一般会計繰入金として565万1,000円を増額するものです。

以上の内訳により、歳入合計において4,156万3,000円を増額し、歳入総額を19億8,667万2,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。152ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費における106万9,000円の増額は、介護システムの改修に伴う委託料として56万1,000円の増額、職員給与費として50万8,000円の増額によるものです。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費の3,585万円の増額は、介護サービス利用件数の伸びや介護報酬の改定により、在宅介護サービス給付費として3,414万円の増額と、これに伴う在宅介護サービス計画給付費として171万円の増額によるものです。第2項介護予防サービス等諸費は、介

護予防サービス計画給付費として31万円を増額するものです。第3項その他の諸費は、介護保険給付の審査件数の増に伴い、その手数料として6万円を増額するものです。第4項高額介護サービス等費については、サービス利用件数がふえたことで9万円を増額するものです。

第3款地域支援事業費では、第1項介護予防事業費において要支援の方のサービス利用件数の増に伴い、介護予防・生活支援サービス事業で363万円、サービスに伴う介護予防ケアマネジメント事業で47万円、支払手数料で3万円を合わせた413万円を増額するものです。第2項包括的支援事業費では、配食サービス利用者の増により、委託料として5万4,000円を増額するものです。

以上の内訳により、歳出合計において4,156万3,000円を増額し、歳出総額を19億8,667万2,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。156ページから167ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第90号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料納付実績に合わせて増額することなどにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ288万3,000円を増額し、歳入歳出の総額を4,755万7,000円とするものであります。

171ページをごらんください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料197万4,000円の増額は、普通徴収保険料において実績により197万6,000円を増額する一方、特別徴収保険料及び普通徴収保険料滞納繰越分について、収入見込みがないことから存目計上としておりましたそれぞれ1,000円を減額するものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金91万円の増額は、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金等の増額によるものであります。

第5款諸収入、第4項雑入につきましては、収入見込みがないことから存目計上しておりました1,000円を減額するものであり、歳入合計288万3,000円の増額補正となるものであります。

172ページをごらんください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費5万6,000円の増額は、第1項総務管理費において通信運搬費の増額等により10万2,000円を増額する一方、第2項徴収費において不用額として4万6,000円を減額するものであります。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金280万1,000円の増額は、納付金額の確定によるものであります。

第4款第1項予備費において、会計内調整のため2万6,000円を増額し、歳出合計288万3,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を4,755万7,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。176ページから179ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決い

たします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、令和元年12月12日付で町長から追加議案として議案第91号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外7件の関連議案が提出されております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長（塚野芳美君） ここで追加議案の提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告に基づく条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件、条例の一部改正に基づく一般会計及び特別会計補正予算案件5件の計8件であります。

本案件に関しましては、国の改正給与法案の可決成立を待って対応するよう総務省から通知があり、去る11月15日の改正給与法案の可決成立をもって関係議案及び補正予算の作成を行ったことから、追加で議案を提出するものであります。詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○日程の追加

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

これらの件を一括上程することとし、追加日程第1、議案の一括上程、及び追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決として日程に追加した上で日程を変更し、日程第3、委員会報告の前に議題にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外7件の関連議案について追加日程第1、議案の一括上程、及び追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決として日程に追加した上で日程を変更し、日程第3の前に議題とすることに決定いたしました。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時02分）

再 開 （午後 1時04分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、追加日程第1、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第91号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第92号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第93号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第94号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第4号）から議案第98号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告に基づき、町議会議員、町長等の特別職の期末手当並びに職員の給与及び勤勉手当等の引き上げを行うため、条例の一部を改正するとともに、給与等の引き上げにより必要となる費用を補正予算として計上するものであります。内容の詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第91号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第91号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年10月2日の福島県人事委員会勧告を受け行う職員給与の改正内容に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる改正をするものであります。

議案第91号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）をごらんください。改正本文中第1条では、条例第5条第2項において規定する令和元年度における期末手当の支給割合を、本年度6月分の期末手当が既に支給済みであることから、現行の100分の157.5から100分の162.5に引き上げる改正を行うものです。

新旧対照表（第2条関係）をごらんください。改正本文中第2条では、条例第5条第2項の期末手当支給割合を、令和元年度以降6月支給分の割合100分の157.5並びに12月支給分の割合100分の162.5から、6月支給分、12月支給分ともに100分の160.0と支給割合を均等とするものでございます。

なお、附則第1項において、本条例は公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用することとしており、改正本文中第2条の規定は令和2年4月1日から施行することとしております。また、附則第2項においては、本年中に先に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第92号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、本年10月2日の福島県人事委員会勧告を受け行う職員給与の改正に鑑み、町長等特別職の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる改正をするものであります。

議案第92号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）をごらんください。改正本文中第1条では、条例第3条第2項において規定する令和元年度における期末手当の支給割合を、本年度6月分の期末手当が既に支給済みであることから、現行の100分の157.5から100分の162.5に引き上げる改正を行うものでございます。

新旧対照表（第2条関係）をごらんください。改正本文中第2条では、条例第3条第2項の期末手当支給割合を、令和2年度以降6月支給分の割合100分の157.5並びに12月支給分の割合100分の162.5から、6月支給分、12月支給分ともに支給割合を100分の160と支給割合を均等とするものとしております。

なお、附則第1項において、本条例は公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用することとしており、改正本文中第2条の規定は令和2年4月1日から施行することとしております。また、附則第2項においては、本年中に先に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、内容の朗読は省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第93号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年10月2日の福島県人事委員会勧告を受け、公民較差に基づく月額給料及び諸手当の改正を行うものであり、民間給与との較差0.07%を埋めるため、初任給を中心に30歳半ばまでの職員が在籍する号給について給料月額を引き上げを行うとともに、勤勉手当の支給月数を民間の支給状況を踏まえて0.05月分引き上げるものであります。加えて、住居手当につきましても、国家公務員に対してとられる措置を考慮し、上限額を1,000円引き上げ、また最近のガソリン価格の変動や職員の勤務実態踏まえ、通勤手当の支給上限額を4,100円引き上げるものでございます。

議案第93号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）をごらんください。改正本文中第1条では、条例第22条第2項第1号及び第2号において規定する勤勉手当について、本年6月分の勤勉手当が既に支給済みであることから、本年12月に再任用職員以外の職員に支給する勤勉手当支給割合を現行の100分の92.5から100分の97.5に、再任用職員に支給する勤勉手当の割合を現行の100分の45から100分の50にそれぞれ引き上げる改正を行うものであります。また、新旧対照表1ページ下段から6ページの別表1、行政職給料表につきましては、初任給を中心に30歳半ばまでの職員が在職する号給について給料月額を引き上げを行うものとなっております。

資料7ページの新旧対照表（第2条関係）をごらんください。改正本文中第2条では、条例第11条

の2において規定する月額2万500円を超える家賃を支払う職員に支給する住居手当について、その算定において加算する額を除く額の上限を1万6,000円から1万7,000円とする引き上げを行い、また条例第12条第2項第2号において規定する自動車等の使用距離に応じ支給単位期間につき支給する通勤手当について、支給上限額を4,100円引き上げ、5万9,900円から6万4,000円と改正するものでございます。

なお、条例第22条第2項第1号及び第2号で規定する再任用職員以外の職員に対し支給する勤勉手当について、令和2年度以降の支給割合を6月期、12月期の支給割合を均等にするため、改正本文中第1条において改正する100分の97.5から100分の95に、同様に同条例同項第2号に規定する再任用職員に対し支給する勤勉手当について100分の50から100分の47.5にそれぞれ改めることとしております。

附則第1項においては、本条例は公布の日から施行することとし、改正本文中第2条の規定は令和2年4月1日から適用すること、第2項においては、改正本文中第1条による別表第1の改正規定は平成31年4月1日から、改正本文中第1条による条例第22条第2項の改正規定は令和元年12月1日から、それぞれ適用することとしております。また、第3項においては、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正本文中第1条の規定による改正前の条例の規定に基づき支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。なお、附則第4項においては、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項を規則で定める規則への委任条項を付してございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第94号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の内容についてご説明をいたします。

今回の予算補正は、福島県人事委員会勧告を受け行った議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例並びに職員の給与に関する条例の改正により、それぞれ対応すべき給与費等の補正を行うもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ211万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ228億8,189万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入の内容についてご説明をいたします。3ページをお開きください。第17款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、条例の改正による給与の改定により増となる給与費等に充てるため、財政調整基金繰入金211万9,000円を増額するものであります。これにより、歳入合計211万9,000円の増額補正となったものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。4ページ、5ページをごらんください。第1款議会費、第1項議会費6万9,000円の増額は、条例の改正による給与の改定により勤勉手当等を増とすることによるものです。

第2款総務費35万8,000円の増額は、条例の改正による給与等の改正により、特別職期末手当、職員給料や勤勉手当などについて、第1項総務管理費において24万3,000円、第2項徴税費において6万円、第3項戸籍住民基本台帳費において3万8,000円、第5項統計調査費において1万7,000円をそれぞれ増とすることによるものでございます。

第3款民生費39万1,000円の増額は、条例の改正による給与の改定により、職員給料や勤勉手当など、また国民健康保険事業特別会計繰出金並びに介護保険及びサービス事業特別会計繰出金について、第1項社会福祉費において32万円、第3項災害救助費において7万1,000円をそれぞれ増とすることによるものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費4万5,000円の増額、第6款農林水産業費、第1項農業費15万円の増額並びに第7款商工費、第1項商工費13万5,000円の増額につきましても、条例の改正による給与の改定により職員給料や勤勉手当などを増とすることによるものでございます。

第8款土木費、第4項都市計画費15万7,000円の増額は、条例の改正による給与の改定により、曲田土地区画整理事業特別会計繰出金並びに公共下水道事業特別会計繰出金を増とすることによるものです。

第10款教育費61万5,000円の増額は、条例の改正による給与の改定により職員給料や勤勉手当など

について、第1項教育総務費において28万9,000円、第4項幼稚園費において32万6,000円をそれぞれ増とすることによるものであります。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費19万9,000円の増額も、条例の改正による給与の改定により職員給料や勤勉手当などを増とすることによるものであります。

以上のことから歳出合計211万9,000円の増額補正となったものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の概要でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、10ページをお開きください。10ページ、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第95号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の予算に歳入歳出それぞれ6万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を27億8,388万2,000円とするものであります。

27ページをごらんください。まず、歳入についてご説明いたします。第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金として6万1,000円を増額することによるものであります。

28ページをごらんください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与、期末手当、勤勉手当など職員費として6万1,000円を増額するものであり、補正後の歳入歳出の総額を27億8,388万2,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件に関しましては項目が少ないことから一括して審議を賜ります。

32ページから37ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第96号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、当該特別会計職員の給与費予算を補正するもので、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7億8,337万8,000円とするものであります。

40ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。歳入としましては、歳入予算の歳出予算との調整により、第4款繰入金、第1項繰入金として5万3,000円を増額補正し、当該総額を6億3,314万8,000円とし、歳入総額を7億8,337万8,000円とするものであります。

次に、42ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。歳出としましては、給与費職員手当等及び共済費の予算として第1款事業費、第1項下水道事業費を5万3,000円増額補正し、当款総額を3億3,346万6,000円とし、歳入総額を7億8,378万8,000円とするものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。46ページから51ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第97号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い当該特別会計の職員の給与予算を補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万4,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億269万7,000円とするものであります。

55ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。歳入としましては、歳出予算との調整により、第2款繰入金、第1項繰入金として10万4,000円を増額補正し、当款総額を1億7,453万4,000円に補正し、歳入総額を2億269万7,000円とするものであります。

次に、56ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。歳出としましては、職員手当等及び共済費の予算として第1款事業費、第1項事業費を10万4,000円増額補正し、当款総額を2億219万7,000円に補正し、歳出総額を2億269万7,000円とするものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。60ページから65ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第98号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,690万1,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。69ページをごらんください。第7款繰入金の第1項他会計繰入金において、職員給与費等繰入金として22万9,000円を増額し、歳入予算総額を19億8,690万1,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。70ページをごらんください。第1款総務費の第1項総務管理費において、職員の給料や勤勉手当等の増額により職員給与費として22万9,000円を増額し、歳出予算総額を19億8,690万1,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。74ページから79ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開会していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開会していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開会していただきますようお願いいたします。

それでは、休議いたします。

休 議 （午後 1時48分）

再 開 （午後 1時58分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔総務常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第39号、令和元年12月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務文教常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、12月12日午後1時50分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔産業厚生常任委員会委員長(早川恒久君)登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長(早川恒久君) 報告第40号、令和元年12月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業厚生常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、12月12日午後1時50分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) いわき支所に関する件、(2) 郡山支所に関する件、(3) 都市整備課に関する件、(4) 福祉課に関する件、(5) 健康づくり課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第41号、令和元年12月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。本委員会は、12月12日午後1時51分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第42号、令和元年12月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、12月12日午後1時52分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第43号、令和元年12月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、12月12日午後1時54分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成

立いたしました。

動議の内容について、渡辺英博君より説明を求めます。

1 番、渡辺英博君。

○1 番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により議長に委任いたしたく、発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第7回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 2時09分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 匠 美

議 員 渡 辺 高 一